

平成 29 年秋の年次公開検証等の指摘事項に対する各府省の対応状況

—目次—

平成 29 年秋の年次公開検証対象事業

| | |
|---------------------------------------|----|
| ・ 診療報酬（調剤技術料） | 4 |
| ・ 大学（研究等の担い手の育成） | 5 |
| ・ 高等学校における先進教育 | 8 |
| ・ 地方のインフラ整備（下水道） | 10 |
| ・ I T ・ I o T の活用による国民生活の向上 | 12 |
| ・ 電波利用 | 14 |
| ・ 漁業の成長産業化 | 15 |
| ・ 観光インバウンド | 17 |
| ・ O D A （ボランティアの在り方） | 19 |
| ・ 石油・天然ガス事業への出資 | 21 |
| ・ 基金 | 23 |
| ・ E B P M の試行的検証（モデル事業（I C T の活用）） | 25 |
| ・ E B P M の試行的検証複数省庁関連事業（建設業の人材確保・育成） | 27 |
| ・ 農林漁業の人材確保 | 29 |
| ・ 物流における省エネルギー対策 | 31 |
| ・ 水道事業の基盤強化と P F I 導入推進 | 33 |

平成 29 年「通告」対象事業

| | |
|---------------------------|----|
| ・ 地域少子化対策強化事業 | 37 |
| ・ 保護費負担金 | 38 |
| ・ 農業法人投資育成事業 | 39 |
| ・ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 | 40 |

平成 29 年秋の年次公開検証の指摘事項に対する各府省の対応状況

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| | | | |
|--|--|---|----|
| 担当府省名 | 厚生労働省 | | |
| テーマ等 | 診療報酬（調剤技術料） | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・調剤技術料については、薬剤師・薬局によるサービスの対価としての観点から院内処方と院外処方のコスト差について十分に検証されていない。 ・薬局の実態として、厚労省がめざす「かかりつけ薬剤師・薬局」は現時点で少数派であり、今後も現在の調剤報酬体系のままでは、めざす姿に進んでいくとは見込み難い。<u>門前薬局、大手調剤チェーン薬局の調剤技術料については、実態を踏まえると、一層引下げの余地がある。</u> ・調剤技術料が医科・歯科に比べ伸びていること、医薬分業が定着してきたこと、現在の調剤報酬体系が一部の先進的な薬剤師・薬局やあるべき理想像を基本にした報酬体系であると考えられることや、薬剤師・薬局の実態を踏まえると、真の患者のための「かかりつけ薬剤師・薬局」を進めるためにも、<u>調剤技術料の全体的な水準の引下げを含め、メリハリのついた適正で効率的な調剤技術料の報酬設定とすべきである。</u> | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成 30 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・調剤技術料については、薬剤師・薬局によるサービスの対価としての観点から院内処方と院外処方のコスト差について十分に検証されていない。 ・薬局の実態として、厚労省がめざす「かかりつけ薬剤師・薬局」は現時点で少数派であり、今後も現在の調剤報酬体系のままでは、めざす姿に進んでいくとは見込み難い。<u>門前薬局、大手調剤チェーン薬局の調剤技術料については、実態を踏まえると、一層引下げの余地がある。</u> ・調剤技術料が医科・歯科に比べ伸びていること、医薬分業が定着してきたこと、現在の調剤報酬体系が一部の先進的な薬剤師・薬局やあるべき理想像を基本にした報酬体系であると考えられることや、薬剤師・薬局の実態を踏まえると、真の患者のための「かかりつけ薬剤師・薬局」を進めるためにも、<u>調剤技術料の全体的な水準の引下げを含め、メリハリのついた適正で効率的な調剤技術料の報酬設定とすべきである。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・薬局の収益状況、医薬品の備蓄等の効率性も踏まえ、いわゆる大型門前薬局、同一敷地内薬局等の評価の適正化を行う。 ・服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導が行われるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の評価を推進することとし、その際、薬剤調製などの対物業務に係る評価等の適正化を行う。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、中央社会保険医療協議会において、関係者等のご意見を踏まえながら検討し、平成 30 年度調剤報酬改定にて対応する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 12 月 8 日の中央社会保険医療協議会において、左記の対応方針に基づき論点を提示して議論を行った。また、社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において、平成 30 年度診療報酬改定の基本方針を議論し、取りまとめた（平成 29 年 12 月 11 日取りまとめ）。 ・平成 30 年度予算案において、医薬品の備蓄の効率性や、医療経済実態調査結果における損益率の状況等を踏まえ、特定の医療機関からの処方せんの割合が高い等のいわゆる大型門前薬局の調剤報酬について、国費 56 億円の適正化を行うこととした。 | |

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| | | | |
|--|---|---|----|
| 担当府省名 | 文部科学省 | | |
| テーマ等 | 大学（研究等の担い手の育成） | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも、こうした個々の事業の乱立は、経営力の強化等をもって、研究及び教育の水準を向上させるという、国立大学法人改革で本来目指した方向性を阻害する懸念がある。具体的には、研究や教育の業績評価に応じた人材活用等は十分に進んでいない。 これらの事業は、本来、国立大学法人等の経営努力によって解決すべき当面かつ直面する深刻な問題である若手研究者の雇用の維持等のための方策としての事業である。 ・こうした現状に対して、文部科学省が各種の事業を立ち上げ、対応しているが、<u>既存の在籍者の給与削減によって、各大学が人件費をいくら捻出したのか、それを若手の登用に手当てすることができたのか、といった肝心の数値が把握できておらず、これらの事業に対して国民の税金を投じることの合理性について疑念がある。</u> ・大卒の今後の方向性としては、①様々な事業の乱立、特に教育政策と科学技術政策の間で、対象者や補助内容の重複を徹底的に排除するとともに、その目的や内容を整理する必要がある。②国立大学法人改革の目指した方向性を促すべきである。つまり、高齢教員と若手教員の入替え、高齢教員の給与削減による若手の登用、更には、各大学における教員の評価システムの制度の確立及び運用など、「経営努力」をしっかりと行った大学に対してのみ支援するようインセンティブ設計も見直すべきである。 ・以下、個別の事業について、必要なものをコメントする。 ・「国立大学若手人材支援事業」については、<u>国立大学法人の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の既存額の中で対応すべきであることから、廃止すべき</u>である。 ・「科学技術に関する人材の養成・活躍促進のうち卓越研究員事業、研究人材キャリアマネジメント促進事業、科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業、テニュアトラック普及・定着事業」については、<u>この春の公開プロセスを踏まえるとともに、重複を排し、既存施策との関係を整理するため、廃止も含めて抜本的に見直すべき</u>である。 ・「博士課程教育リーディングプログラム」及び「卓越大学院プログラム」については、その違いが必ずしも明確でないことに加え、基本的に、それぞれは各大学が取り組むべき今後の方向性を示したものであり、各大学にそうした取組を行うよう促すことは必要であるが、運営費交付金とは別に、巨額となる国民の税金を投じる意義があるのか、バラマキとなっていないか、といった疑念がある。基本的な考え方としては、<u>将来の受益者となる企業の負担を求めるのも一つの考え方であり、いずれにせよ、廃止も含めて抜本的に見直すべき</u>である。 | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成 30 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも、こうした個々の事業の乱立は、経営力の強化等をもって、研究及び教育の水準を向上させるという、国立大学法人改革で本来目指した方向性を阻害する懸念がある。具体的には、研究や教育の業績評価に応じた人材活用等は十分に進んでいない。 これらの事業は、本来、国立大学法人等の経営努力によって解決すべき当面かつ直面する深刻な問題である若手研究者の雇用の維持等のための方策としての事業である。 ・こうした現状に対して、文部科学省が各種の事業を立ち上げ、対応しているが、<u>既存の在籍者の給与削減によって、各大学が人件費をいくら捻出したのか、それを若手の登用に手当てすることができたのか、といった肝心の数値が把握できておらず、これらの事業に対して国民の税金を投じることの合理性について疑念がある。</u> | <p>大学の若手人材の支援に係る既存の在籍者の給与削減等による財源の捻出、及び各大学における教員の評価システムの確立等に係る指摘については、国立大学法人の経営力の強化を促すため、シニア教員のメリハリある処遇と、若手教員確保のための人件費の把握や捻出も含めた、若手教員の躍進を図るための徹底した人事給与マネジメント改革など、積極的な自己改革を各大学に求めていくとともに、そうした改革を行う大学が適正に評価される仕組み作りに取り組む予定としている。</p> <p>また、大学の若手人材の支援に係る事業の重複排除については、重複しないよう、対象者、補助内容、目的等を整理し、徹底して重複の排除に取り組む。</p> | <p>今回の「秋の年次公開検証」の対象となった各事業への指摘については、それぞれ、平成 30 年度政府予算案において下記のとおり対応した。</p> <p>（その他の点については、左記の対応方針を踏まえ、取組を進めるべく検討中）</p> | |

| | | | |
|---|--|---|--|
| <p>・大卒の今後の方向性としては、①様々な事業の乱立、特に教育政策と科学技術政策の間で、対象者や補助内容の重複を徹底的に排除するとともに、その目的や内容を整理する必要がある。②国立大学法人改革の目指した方向性を促すべきである。つまり、高齢教員と若手教員の入替え、高齢教員の給与削減による若手の登用、更には、各大学における教員の評価システムの制度の確立及び運用など、「経営努力」をしっかりと行った大学に対してのみ支援するようインセンティブ設計も見直すべきである。</p> | <p>(スケジュール) 第3期中期目標期間中に国立大学法人の人事給与マネジメントにかかる基本的な方針を定めつつ、各大学の第4期中期目標・中期計画に人事給与改革を明確に位置づけることを検討する。</p> | | |
| <p>・以下、個別の事業について、必要なものをコメントする。 ・「国立大学若手人材支援事業」については、<u>国立大学法人の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の既存額の中で対応すべきであることから、廃止すべき</u>である。</p> | <p>指摘を踏まえ、新規採択は行わず、「国立大学若手人材支援事業」は廃止し、本事業による継続支援対象者分人件費は、支援終了まで既存の運営費交付金で措置する。</p> <p>(スケジュール) 上記の対応について、平成30年度政府予算案に反映させる。</p> | <p>国立大学若手人材支援事業は廃止し、本事業による継続支援対象者の人件費について基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の既存額の中で対応することとし、平成30年度政府予算案に的確に反映させた。</p> | |
| <p>・「科学技術に関する人材の養成・活躍促進のうち卓越研究員事業、研究人材キャリアマネジメント促進事業、科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業、テニュアトラック普及・定着事業」については、<u>この春の公開プロセスを踏まえるとともに、重複を排し、既存施策との関係を整理するため、廃止も含めて抜本的に見直すべき</u>である。</p> | <p>「卓越研究員事業」について、ポスト提示数や申請者数の増加を目指し、ポスト提示や当事者間交渉の期間の柔軟化等の見直しを実施する。 「研究人材キャリアマネジメント促進事業」については、有識者会議等において事業の在り方を議論することとし、平成30年度は「研究人材キャリアマネジメント促進事業」としての新規採択は実施しない。なお、平成30年度概算要求においては同事業に統合することとしていた「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」については、女性研究者の活躍等の観点から平成30年度も引き続き新規採択を行う。 「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」「テニュアトラック普及・定着事業」については、平成30年度は既存採択分のみを継続実施し、執行面での効率化等により予算額を削減する。</p> <p>(スケジュール) 「研究人材キャリアマネジメント促進事業」としての新規採択の取り下げ及び「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」「テニュアトラック普及・定着事業」の執行面での効率化等によ</p> | <p>・「卓越研究員事業」について、平成30年度よりポスト提示や当事者間交渉の期間の柔軟化等の見直しを実施することとした。 ・「研究人材キャリアマネジメント促進事業」について、平成30年度においては新規採択を実施しないこととした。 ・「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」「テニュアトラック普及・定着事業」について、執行面での効率化等により、平成30年度政府予算案において、要求額から約1.1億円削減した。</p> | |

| | | | |
|---|---|---|--|
| | <p>る予算額の削減について、平成 30 年度政府予算案に反映させる。</p> <p>「卓越研究員事業」の見直しについて、平成 30 年度事業において実施する。</p> | | |
| <p>・「博士課程教育リーディングプログラム」及び「卓越大学院プログラム」については、その違いが必ずしも明確でないことに加え、基本的に、それぞれは各大学が取り組むべき今後の方向性を示したものであり、各大学にそうした取組を行うよう促すことは必要であるが、運営費交付金とは別に、巨額となる国民の税金を投じる意義があるのか、バラマキとなっていないか、といった疑念がある。基本的な考え方としては、<u>将来の受益者となる企業の負担を求めるのも一つの考え方であり、いずれにせよ、廃止も含めて抜本的に見直すべき</u>である。</p> | <p>「卓越大学院プログラム」及び「博士課程教育リーディングプログラム」について、連携企業等の資金拠出を含む学内外資金の活用により補助期間終了後の事業の継続性・発展性確保のための方策を実施する。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>「卓越大学院プログラム」は、連携企業等の負担について、事業採択時の確認対象や事業進捗評価の指標の一つとすることを、公募要領等に反映する。</p> | <p>・「卓越大学院プログラム」については、事業の継続性・発展性の確保のため、事業の進捗に併せて補助金額を逡減（4 年度目に初年度の 1/2 以下、7 年度目に初年度の 1/3 以下まで逡減）させることを想定し、初年度から一定の学内外資金を活用するとともに、事業の進捗に併せて連携企業等の資金拠出を含む学内外資金を増加させることで、予算額の縮減を図った。</p> <p>・「博士課程教育リーディングプログラム」については、補助期間終了後を見据えた各大学の学内外資金を活用することとし、予算額の縮減を図った。</p> | |

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| 担当府省名 | 文部科学省 | | |
|---|--|---|----|
| テーマ等 | 高等学校における先進教育 | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）について、<u>世界を牽引する人材育成なのか、全体の底上げなのか、そもそもの事業目的と現在の事業内容が合致しているのか、改めて検証するとともに、その上で、所期の事業成果が得られたのかを指定前や非指定校と比較して適切に評価すべき</u>である。 ・SGH、SSHについて、<u>国費投入の妥当性が確保され、効果を最大化できる指定の在り方を再検討すべき</u>である。 ・地方自治体の負担や授業料での負担、奨学金との組み合わせなど、<u>国費のみによらない負担の在り方についても検討すべき</u>である。 ・SGHとSSHについて、<u>他方の事業成果を取り入れるほか、共同での実施や事業の一本化の可能性を検討するなど、両者の連携を更に深めるべき</u>である。 | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成30年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）について、<u>世界を牽引する人材育成なのか、全体の底上げなのか、そもそもの事業目的と現在の事業内容が合致しているのか、改めて検証するとともに、その上で、所期の事業成果が得られたのかを指定前や非指定校と比較して適切に評価すべき</u>である。 | <p>【SGH】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、第1期指定校（H26）が平成30年度に5年目の最終年度を迎えることを踏まえ、事業目的に照らし、実施内容が効果的かどうかを検証した上で、同一校の指定前後の比較やSGH対象生と非対象生との比較等、事業全体の成果を有識者会議にて検証する。 <p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月頃、事業検証のための有識者会議を立ち上げ、平成30年8月頃、事業成果について中間まとめをとりまとめる予定。 <p>【SSH】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業目的に照らし、実施内容が効果的かどうかを検証した上で、指定前後でのSSHの効果等、どのような目標や指標の設定を行うべきか、新たに有識者会議を設置し検討する。 <p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月頃、有識者会議を立ち上げ、平成30年6月頃、報告書を取りまとめる予定。 | <p>【SGH】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月頃、有識者会議を立ち上げ、平成30年8月頃、事業成果について中間まとめをとりまとめる予定。 <p>【SSH】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月頃、有識者会議を立ち上げ、平成30年6月頃、報告書を取りまとめる予定。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・SGH、SSHについて、<u>国費投入の妥当性が確保され、効果を最大化できる指定の在り方を再検討すべき</u>である。 | <p>【SGH】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、国費投入の妥当性が確保され、効果を最大化できる指定の在り方について、例えば取組内容や評価結果、規模に応じた支援の在り方等、有識者会議で検討する。 | <p>【SGH】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月頃、有識者会議を立ち上げ、平成30年8月頃、中間まとめをとりまとめる予定。 | |

| | | | |
|---|---|---|--|
| | <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 1 月頃、事業検証のための有識者会議を立ち上げ、平成 30 年 8 月頃、中間まとめをとりまとめる予定。 <p>【SSH】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指摘を踏まえ、国費投入の妥当性が確保され、効果を最大化できる指定の在り方について、例えば取組内容や評価結果、規模に応じた支援の在り方等、有識者会議で検討する。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 1 月頃、有識者会議を立ち上げ、平成 30 年 6 月頃、報告書をとりまとめる予定。 | <p>【SSH】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 1 月頃、有識者会議を立ち上げ、平成 30 年 6 月頃、報告書をとりまとめる予定。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の負担や授業料での負担、奨学金との組み合わせなど、<u>国費のみによらない負担の在り方についても検討すべき</u>である。 | <p>【SGH】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指摘を踏まえ、管理機関（国立大学法人、教育委員会、学校法人）の費用負担等の在り方について、有識者会議で検討する。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 1 月頃、事業検証のための有識者会議を立ち上げ、平成 30 年 8 月頃、中間まとめをとりまとめる予定。 <p>【SSH】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指摘を踏まえ、管理機関等の負担の在り方について、有識者会議で検討する。 予算執行面での合理化について検討する。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 1 月頃、有識者会議を立ち上げ、平成 30 年 6 月頃、報告書をとりまとめる予定。 平成 30 年度、調達方法の合理化を一部先行して実施予定。調査や調整に時間を要する見直しについては今後検討を行い、平成 31 年度から実施予定。 | <p>【SGH】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 1 月頃、有識者会議を立ち上げ、平成 30 年 8 月頃、中間まとめをとりまとめる予定。 <p>【SSH】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度予算において、新規指定校につき費用を見直し、調達方法を合理化。 — 調達方法の合理化による JST 事務経費の削減 — 新規指定校の物品購入費等の削減 <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 1 月頃、有識者会議を立ち上げ、平成 30 年 6 月頃、報告書をとりまとめる予定。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> <u>SGHとSSHについて、他方の事業成果を取り入れるほか、共同での実施や事業の一本化の可能性を検討するなど、両者の連携を更に深めるべき</u>である。 | <ul style="list-style-type: none"> 指摘を踏まえ、両事業の指定校の意見を聴取し両事業の担当部局間で連絡会議を開催したり、両事業主催による、管理機関・指定校対象の連絡会等の開催を検討するなど、両事業の連携を更に深めていく。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 1 月以降、両事業の連絡会議等を開催する予定。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 1 月以降、両事業の連絡会議等を開催予定。 | |

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| 担当府省名 | 国土交通省 | | |
|--|--|---|----|
| テーマ等 | 地方のインフラ整備（下水道） | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業について、本来、受益者負担の原則に則って運営されるべきところ、水道事業に比べて、国費による補助が大きいなど、必ずしも受益者負担の原則と整合的なものとはなっていない。 ・汚水処理人口普及率が90%を突破し、今後は老朽化に伴う維持管理・更新費の増大が懸念される。こうした中、持続可能な事業経営を行っていくためには、受益者負担の原則に基づく使用料の適正化やコスト縮減を徹底し、<u>国費による支援は、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、汚水処理施設の未普及地域の解消や集中豪雨による浸水被害の防止等の雨水対策に重点化していくべき</u>である。 ・また、下水道事業の主体となる公営企業においては、資産状況を適切に把握し、将来の見通しをつけるため、<u>人口3万人未満の自治体を含め公営企業会計の導入を促進すべき</u>である。 ・さらに、国土交通省は地方自治体等と協働して、<u>広域化（ICT活用含む）やコンセッションをはじめとするPPP/PFIの導入など、コスト縮減の徹底を図る</u>とともに、PPP/PFIの導入等のため、使用料でどのような経費を負担しているのかわかるよう、<u>コストの「見える化」を進め、適正な使用料水準や見通しを住民や事業者と共有していくべき</u>である。 | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成30年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業について、本来、受益者負担の原則に則って運営されるべきところ、水道事業に比べて、国費による補助が大きいなど、必ずしも受益者負担の原則と整合的なものとはなっていない。 ・汚水処理人口普及率が90%を突破し、今後は老朽化に伴う維持管理・更新費の増大が懸念される。こうした中、持続可能な事業経営を行っていくためには、受益者負担の原則に基づく使用料の適正化やコスト縮減を徹底し、<u>国費による支援は、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、汚水処理施設の未普及地域の解消や集中豪雨による浸水被害の防止等の雨水対策に重点化していくべき</u>である。 | <p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金等について、平成30年度予算より、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、未普及の解消及び雨水対策に重点化。 | <p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金等に係る平成30年度予算配分の考え方として、下水道事業に関しては未普及対策及び雨水対策等を重点配分項目とする旨記載した地方公共団体宛て事務連絡（平成29年12月22日、国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室から各地方公共団体宛て）を発出。 | |

| | | | |
|---|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> また、下水道事業の主体となる公営企業においては、資産状況を適切に把握し、将来の見通しをつけるため、<u>人口3万人未満の自治体を含め公営企業会計の導入を促進すべき</u>である。 | <p>【国土交通省、総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年度までに、都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業を公営企業会計へ移行するよう要請するとともに、人口3万人未満の市区町村については、下水道事業をできる限り公営企業会計へ移行するよう要請している。 社会資本整備総合交付金等について、平成30年度予算より、公営企業会計の適用について、検討未着手の地方公共団体（人口3万人未満の団体を含む）は平成30年度に適用の検討に着手すること、また、人口3万人以上の団体は平成32年度までに適用、人口3万人未満の団体は平成32年度までにできる限り適用することを交付要件化。 | <p>【国土交通省、総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備総合交付金等について、平成30年度予算より、公営企業会計の適用について、検討未着手の地方公共団体（人口3万人未満の団体を含む）は平成30年度に適用の検討に着手すること、また、人口3万人以上の団体は平成32年度までに適用、人口3万人未満の団体は平成32年度までにできる限り適用することを交付要件化。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> さらに、国土交通省は地方自治体等と協働して、<u>広域化（ICT活用含む）やコンセッションをはじめとするPPP/PFIの導入など、コスト縮減の徹底を図る</u>とともに、PPP/PFIの導入等のため、使用料でどのような経費を負担しているのかわかるよう、<u>コストの「見える化」を進め、適正な使用料水準や見通しを住民や事業者と共有していくべき</u>である。 | <p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備総合交付金等について、平成30年度予算より、平成34年度までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画（処理区の統合、維持管理業務の共同化、ICT活用による集中管理等）を策定すること、また、各都道府県及び市町村は連携し平成30年度に策定の検討に着手することを交付要件化。 各地方公共団体の下水道事業の経営状況について、団体間の比較ができる形でデータの「見える化」を一層推進。 | <p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度予算案において、下水道事業調査費として「ICTを活用した効率的管路マネジメント技術」や「ICTを活用した効率的な下水道施設管理に関する技術」の実証を予定して計上。 平成30年度予算案において、社会資本整備総合交付金について、広域化を一層推進する「下水道広域化推進総合事業」及びコンセッション事業を一層推進する「民間活力導入促進事業」の創設を盛り込んでいる。 社会資本整備総合交付金等について、平成30年度予算より、平成34年度までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画（処理区の統合、維持管理業務の共同化、ICT活用による集中管理等）を策定すること、また、各都道府県及び市町村は連携し平成30年度に策定の検討に着手することを交付要件化。 | |

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| | | | |
|---|---|--|----|
| 担当府省名 | 総務省 | | |
| テーマ等 | IT・IoTの活用による国民生活の向上 | | |
| 指摘事項 | <p>・いずれの事業も、民間企業や市場、地方自治体が自らできること、また、取り組むべきことをしっかりと見定めた上で、国（中央政府）が必要以上に支援を行うことは厳に慎まねばならない。具体的には、下記のとおり。</p> <p>・「ICT イノベーション創出チャレンジプログラム」については、本事業のような「死の谷」に対する支援は、本来、技術の目利きとリスクを取るという専門性を有し、ビジネスとしているベンチャーキャピタルにとっては投資リスクを軽減する効果を生むことから、自己責任での投資より補助金を選ぶというモラルハザードが起きる可能性が極めて大きく、安易に資金をばらまいてしまっている懸念がある。以上の理由から、事業実施の必要性について、事業の廃止を含め抜本的に見直す必要がある。</p> <p>・「高度対話エージェント技術の研究開発・実証」については、競争条件を踏まえた適切な投資規模及び民間企業とNICT（情報通信研究機構）の役割分担のイメージが必ずしも明らかではない。民間企業が、自己リスクでの研究開発投資よりも政府による支援を選ぶというモラルハザードが生じるおそれがあることを十分に踏まえ、事業実施の必要性を抜本的に見直す必要がある。</p> <p>仮に、研究開発として少額の投資として実施する場合には、他の投資のとりやめ、見直しを前提とするなど、全体として効果的・効率的な投資管理を行う必要がある。</p> <p>・「地域 IoT 実装総合支援パッケージ」については、</p> <p>①「地域 IoT 実装推進事業」については、大きな方向性としては、今後、人材減少が見込まれる自治体において、IoTがその代替をし、コスト面ではもちろんのこと、新たな情報提供等のクオリティの面でも、導入が期待されるものである。しかし、全国展開するという成果目標が達成されることにより、受益者である国民に対し、質とコストの両面で具体的にどのようなメリットが生じるかについて明確ではない。</p> <p>基本的に、成功事例の導入は自治体にとって必要かつ役に立つことが期待されるものであり、まずは自治体を選択し、負担すべき事柄であること、また、関係省庁の既存の補助金スキームを活用できることから、その重複を踏まえ、事業実施の必要性について抜本的に見直すべきである。</p> <p>仮に、事業を継続する場合、総務省は、全国にいかにか普及させていくのか、広域自治体によるサポートや制度的な障壁の取扱いを含め、その戦略および具体的なロードマップを明らかにすべきである。</p> <p>②「地域 IoT 実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業」、「データアカデミー推進事業」、「地域 IoT 官民マルチパートナー事業」については、上記の原則と同様、国の関与は必要最小限とすべきとの考えの下、事業実施の必要性を見直すべきである。</p> | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成 30 年度政府予算案閣議決定 時まで決定・実施した内容 | 備考 |
| <p>・「ICT イノベーション創出チャレンジプログラム」については、本事業のような「死の谷」に対する支援は、本来、技術の目利きとリスクを取るという専門性を有し、ビジネスとしているベンチャーキャピタルにとっては投資リスクを軽減する効果を生むことから、自己責任での投資より補助金を選ぶというモラルハザードが起きる可能性が極めて大きく、安易に資金をばらまいてしまっている懸念がある。以上の理由から、事業実施の必要性について、事業の廃止を含め抜本的に見直す必要がある。</p> | <p>指摘事項を踏まえ、平成 30 年度の事業実施に向けて、以下の見直しを行う。</p> <p>①事業化支援機関（ベンチャーキャピタル等）に対する補助を廃止。</p> <p>②ベンチャー企業に対する補助上限額を削減。（上限 1 億円から 7,000 万円に見直し）</p> <p>③また、モラルハザードを防ぐため、以下のとおり評価プロセスの厳密な運用を行う。</p> <p>・出資関係等のあるベンチャー企業と事業化支援機関が共同申請者となることを認めない。</p> <p>・民間投資が難しく国費による支援を真に必要とする案件に絞って支援。</p> | <p>左記の「対応方針・スケジュール」に基づき、ベンチャーキャピタル等への補助の見直しや評価プロセスの厳密な運用を行うこととし、平成 30 年度の事業実施に向けた具体化に着手。</p> | |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>・「高度対話エージェント技術の研究開発・実証」については、競争条件を踏まえた適切な投資規模及び民間企業とNICT（情報通信研究機構）の役割分担のイメージが必ずしも明らかではない。<u>民間企業が、自己リスクでの研究開発投資よりも政府による支援を選ぶというモラルハザードが生じるおそれがあることを十分に踏まえ、事業実施の必要性を抜本的に見直す必要がある。</u> 仮に、<u>研究開発として少額の投資として実施する場合には、他の投資のとりやめ、見直しを前提とするなど、全体として効果的・効率的な投資管理を行う必要がある。</u></p> | <p>指摘事項を踏まえ、国による研究開発投資の対象を、研究開発成果やデータの共有等、国が投資しなければ研究開発が進まない部分のみに限定した上で、民間企業の投資を誘発し、関心を持つ企業に広く参加を求めている。</p> | <p>左記の対応方針を決定し、高度対話エージェント技術の研究開発・実証の平成30年度予算執行に当たっては、同対応方針を踏まえて、取組を進める。</p> | |
| <p>・「地域IoT実装総合支援パッケージ」については、 ①「地域IoT実装推進事業」については、大きな方向性としては、今後、人材減少が見込まれる自治体において、IoTがその代替をし、コスト面ではもちろんのこと、新たな情報提供等のクオリティの面でも、導入が期待されるものである。しかし、全国展開するという成果目標が達成されることにより、受益者である国民に対し、質とコストの両面で具体的にどのようなメリットが生じるかについて明確ではない。 <u>基本的に、成功事例の導入は自治体にとって必要かつ役に立つことが期待されるものであり、まずは自治体を選択し、負担すべき事柄であること、また、関係省庁の既存の補助金スキームを活用できることから、その重複を踏まえ、事業実施の必要性について抜本的に見直すべきである。</u> 仮に、事業を継続する場合、総務省は、<u>全国にいかに関与させていくのか、広域自治体によるサポートや制度的な障壁の取扱いを含め、その戦略および具体的なロードマップを明らかにすべきである。</u> ②「地域IoT実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業」、「データアカデミー推進事業」、「地域IoT官民マルチパートナー事業」については、上記の原則と同様、<u>国の関与は必要最小限とすべきとの考えの下、事業実施の必要性を見直すべきである。</u></p> | <p>指摘事項を踏まえ、平成30年度における「地域IoT実装総合支援パッケージ」の実施に当たっては、以下の取組を反映・実施する。 ①地域IoT実装推進事業について ・都道府県・政令指定都市に対する補助を廃止 ・定率補助を基本とするスキームへの転換を行い、3,000万円までの定額補助を改め、原則、事業費の1/2を補助することとし、その上限額を2,000万円と設定（ただし、条件不利地域の市町村に対してのみ上限1,500万円までの定額補助を実施） ・「データ利活用型スマートシティ」を補助対象から除外 ・補助を受けようとする市町村においては、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条に基づく「市町村官民データ活用推進計画」を策定していることを補助の要件化 ・地域IoTの全国普及戦略は、官民データ活用推進基本計画（平成29年5月30日閣議決定）に含まれており、その中で「平成32年度までの800の地方公共団体における地域IoTの導入」が目標として設定されており、地域IoTの実装を戦略的に進めていく。また、具体的なロードマップについては、「地域IoT実装推進ロードマップ」を策定しているところであるが、今後、広域自治体によるサポートや制度的な障壁の取扱いを含め、関係者からの意見を踏まえ、必要に応じて、「地域IoT実装推進ロードマップ」の見直しを図る。 ②「地域IoT実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業」、「データアカデミー推進事業」、「地域IoT官民マルチパートナー事業」について ・「地域IoT実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業」については、事業実施において、国として関与する範囲を必要最小限としつつ、より一層の効率的な執行に努め、事業費を縮減 ・「データアカデミー推進事業」及び「地域IoT官民マルチパートナー事業」については、廃止</p> | <p>左記の対応方針を決定し、平成30年度における「地域IoT実装総合支援パッケージ」の実施に当たっては、同対応方針を踏まえて、取組を進める。</p> | |

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| 担当府省名 | 総務省 | | |
|---|---|---|----|
| テーマ等 | 電波利用 | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 29年度以降に新規に実施している事業、具体的には電波の監視や電波資源拡大のための研究開発等の中には必要性が必ずしも見出せないものがあり、真に必要な事業のみに絞り込む必要がある。例えば、5Gの研究開発から直接利益を得るのは民間企業であることを勘案すれば、<u>政府と民間の役割・費用分担の在り方についても再検討する必要がある。</u> ・ そもそも、電波利用料を財源とする事業について、用途が限定されていることがかえって不要不急な事業を生み出す、あるいはそうしたインセンティブが働く可能性もあり、電波利用料を財源とする事業のうち今回対象とした事業以外についてもその必要性を全体として検証していく必要がある。 ・ 電波は本来国民の共有財産であり、その有効かつ適正な利用を確保することが重要である。そのためにも、<u>電波の監視や無線局の免許申請事務についても今の実施方法で良いのかどうか見直す必要がある。</u>特に事後的な対応から未然防止へのシフト、成果目標の適正な設定など、事業の効果的・効率的実施の確保に向けた努力をしていく必要がある。 ・ 電波については国民の共有財産であることを踏まえ、その経済的な価値に基づく負担の在り方や収入の使途の見直しなど、電波利用料体系の全体の再設計について検討を行う必要がある。 | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成30年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 29年度以降に新規に実施している事業、具体的には電波の監視や電波資源拡大のための研究開発等の中には必要性が必ずしも見出せないものがあり、真に必要な事業のみに絞り込む必要がある。例えば、5Gの研究開発から直接利益を得るのは民間企業であることを勘案すれば、<u>政府と民間の役割・費用分担の在り方についても再検討する必要がある。</u> ・ そもそも、電波利用料を財源とする事業について、用途が限定されていることがかえって不要不急な事業を生み出す、あるいはそうしたインセンティブが働く可能性もあり、電波利用料を財源とする事業のうち今回対象とした事業以外についてもその必要性を全体として検証していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波監視や電波資源拡大のための研究開発等について、真に必要な予算に絞り込む。(平成30年度予算案に反映) ・ 電波資源拡大のための研究開発及び周波数ひっ迫対策のための技術試験事務については、より適切な予算執行に向けて、民間企業が負担すべきものについては応分の負担を求めるなど、官民の費用負担を厳格化し、国として真に必要な経費のみを計上することとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年の予算執行は、左記の官民の役割分担に関する対応方針を踏まえて実施する。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波は本来国民の共有財産であり、その有効かつ適正な利用を確保することが重要である。そのためにも、<u>電波の監視や無線局の免許申請事務についても今の実施方法で良いのかどうか見直す必要がある。</u>特に事後的な対応から未然防止へのシフト、成果目標の適正な設定など、事業の効果的・効率的実施の確保に向けた努力をしていく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法無線設備の製造業者に対する警告(販売・輸入の中止等)、不適合無線設備の市場流通を防止するための試買テストの実施などの不法無線局の未然防止対策の一層の強化を図る。 ・ 事業の評価を適切に行えるよう事業の実施状況を適切に反映できる成果目標への見直しを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度の事業実施に向け、成果目標の見直しを検討し、平成30年度の行政事業レビューに反映する。 | |

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| 担当府省名 | 農林水産省 | | |
|---|---|--|----|
| テーマ等 | 漁業の成長産業化 | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>漁業構造改革総合対策事業については、事業実施者のコスト削減・収益性の向上を目指すにとどまり、資源管理を含めた持続可能なビジネスモデルの確立までには至っていない。資源管理が適切に行われていない状況で操業・生産体制や流通販売の効率化を高めた場合、全体として合理的とは言えない投資や中長期的には漁業資源の枯渇を招き、むしろ成長産業化の方向性に反するおそれがある。今後は、科学的なデータ分析に基づいた個別割当制度等（IQ（個別割当）・ITQ（譲渡性個別割当））を導入し成長産業化に成功している国々を参考としつつ、これまでの実証事業の成果の分析を深め、持続可能なビジネスモデルを早急に確立すべきである。</u> ・ <u>浜の活力再生交付金については、漁業所得の向上を成果指標としているが、その持続可能性を維持するための資源管理の状況を含めた形での成果は明らかにされていない。交付対象の浜ごと及びそれ以外の浜も含めたデータの比較分析を行い、適切な投資のもとで資源管理と漁業所得の向上が成立している成功事例とその要因を明らかにすべきである。また、その結果に基づいて、国の負担の必要性も含め、今後の事業の在り方を見直すべきである。</u> ・ <u>国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業は、本来、水産物販売や流通関連業者の自助努力又は地方自治体により行われるべきことであるとの考えの下、国の関与については真に必要なものに見直すべきである。</u> | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成 30 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>漁業構造改革総合対策事業については、事業実施者のコスト削減・収益性の向上を目指すにとどまり、資源管理を含めた持続可能なビジネスモデルの確立までには至っていない。資源管理が適切に行われていない状況で操業・生産体制や流通販売の効率化を高めた場合、全体として合理的とは言えない投資や中長期的には漁業資源の枯渇を招き、むしろ成長産業化の方向性に反するおそれがある。今後は、科学的なデータ分析に基づいた個別割当制度等（IQ（個別割当）・ITQ（譲渡性個別割当））を導入し成長産業化に成功している国々を参考としつつ、これまでの実証事業の成果の分析を深め、持続可能なビジネスモデルを早急に確立すべきである。</u> | <p>改革型漁船の導入を行う改革計画について、当該漁業が漁獲対象とする主な水産資源の科学的評価とそれを踏まえた資源管理の取組を要件化するとともに、個別割当等の先進的な資源管理の取組を行う改革計画を優先的に採択することにより、資源管理と連携した事業の実施を徹底する。</p> <p>また、漁業の成長産業化に成功している国々の取組も参考にしつつ、本事業の検証作業を通じて実証事業の成果の分析を進め、我が国漁業をとりまく状況を踏まえた持続可能なビジネスモデルの確立を目指す。</p> <p>（スケジュール） 平成 29 年度補正予算成立時に資源管理の取組の要件化や先進的な資源管理の取組の優先採択を行う要綱等を改正する。持続的なビジネスモデルの確立を目指し、平成 30 年度は実証事業の成果の分析を実施する。</p> | <p>平成 29 年度補正予算成立時に水産業体質強化総合対策事業実施要綱等を改正し、資源管理の取組の要件化、個別割当等の先進的な資源管理の取組を行う改革計画の優先採択に関する規定を整備することとした。</p> | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・<u>浜の活力再生交付金については、漁業所得の向上を成果指標としているが、その持続可能性を維持するための資源管理の状況を含めた形での成果は明らかにされていない。交付対象の浜ごと及びそれ以外の浜も含めたデータの比較分析を行い、適切な投資のもとで資源管理と漁業所得の向上が成立している成功事例とその要因を明らかにすべき</u>である。また、<u>その結果に基づいて、国の負担の必要性も含め、今後の事業の在り方を見直すべき</u>である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・浜の活力再生交付金について、資源管理と漁業所得の向上が成立している成功事例とその要因分析に必要なデータの提出を求め、試行的な事例分析を実施。その結果を踏まえ、資源管理を実施している地区において事業採択を行うべく要件化。また、引き続き事例分析を実施し、その結果を踏まえ、国の負担の内容等事業の在り方について見直しを検討する。 ・浜の活力再生プラン推進事業について、プランの見直しに係る国の支援の在り方を見直し、1地区当たりの国費の支援上限額を引き下げる方針。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試行的な事例分析を行った結果について本年3月を目途にとりまとめ、資源管理を実施している地区において事業採択を行うべく実施要領等を年度内に改正する。また、次年度以降も事例分析を継続して実施し、その結果を踏まえ、国の負担の内容等事業の在り方について見直しを検討する。 ・浜の活力再生プラン推進事業に関する実施要領等の改正を年度内に行い、次年度以降の事業実施に反映させる。 | <p>関係都道府県に試行的な事例分析等に必要なデータの提出を依頼した。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・<u>国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業は、本来、水産物販売や流通関連業者の自助努力又は地方自治体により行われるべきことであるとの考えの下、国の関与については真に必要なものに見直すべき</u>である。 | <p>ポータルサイトの運営は民間団体の自主的管理に移行するとともに、小学校おさかな学習会は、都道府県でも行われているため、国の関与については、広域的な魚食普及セミナーに対する支援とする等、真に必要なものに見直す。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>平成30年度より見直し予定。</p> | <p>平成30年度予算案において、ポータルサイトや小学校おさかな学習会の開催について国の支援を行わないこととする等の見直しを実施し、当初要求額から533百万円削減した(当初要求額:1,239百万円)。</p> | |

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| | | | |
|---|--|--------------------------------|----|
| 担当府省名 | 国土交通省 | | |
| テーマ等 | 観光インバウンド | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪日観光振興事業の推進に当たっては、<u>訪日外国人のニーズに基づいて事業を見直すことが必要である。</u> ・ 「観光地域ブランド確立支援事業」、「広域観光周遊ルート形成促進事業」及び「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」は本年度で終了し、3事業は「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」へ統合されることから、<u>3事業については事業開始から現在までの事業効果を分析・評価して、統合の効果・改善の効果が最大限得られるように新事業に反映させる必要がある。</u>こうした評価を行うことにより、<u>当該事業がないときに比べ事業を行うことでどれくらいの効果があったか、成功例と失敗例にはどこに違いがあったのか把握し、また、成功した支援事業の手法を他に広めるべきである。</u> ・ 「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」については、<u>従来のルート設定型の周遊コースを支援するのではなく、地域の観光資源を磨き上げ、魅力ある観光資源を中心として、旅行者の目的に応じた誘客戦略に移行していくべきである。</u> ・ その際、多言語に対応した観光案内サイトや、観光資源の外国人観光客向けの説明が整備されていないなどの諸問題について来訪する <u>外国人観光客の立場に立って分析し、それを解決するような制度設計とすべきである。</u> ・ また事業実施に当たっては、政策全体及び個々の支援事業の効果を適切に評価するため、<u>目標設定時、中間評価時、結果評価時における KPI などの具体的な基準を設定し、当該基準に満たない場合には事業の見直しなども検討する必要がある。</u>現行の評価指標は事業を評価するものとはいいがたいことから、<u>評価指標をどのように設定すべきか検討し、また指標の取得方法も用意しておく必要がある。</u> ・ 観光庁は、実施主体である DMO 等の自主的な運営を尊重しつつも、本事業において期待される効果を適切に発揮することができるように、<u>訪日客のニーズに応える取組を優先順位を付けて行っている先進的な DMO のみが補助を受けられるような基準を策定すべきである。</u> ・ 「訪日プロモーション事業」について、支援先の個別事業の実施に当たっては、<u>JNTO が有している海外ネットワーク等を活用して、JNTO と DMO が密接に連携し海外訪日客のニーズを把握し分析する。</u>また、<u>日本に関心を持たない外国人旅行者について、その原因を分析する等、戦略的に取り組んでいくべきである。</u>JNTO や観光庁が把握したニーズは新事業を含め関係者に共有する必要があり、<u>プロモーションにいかす仕組みを作るべきである。</u> | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成 30 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪日観光振興事業の推進に当たっては、<u>訪日外国人のニーズに基づいて事業を見直すことが必要である。</u> ・ 「観光地域ブランド確立支援事業」、「広域観光周遊ルート形成促進事業」及び「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」は本年度で終了し、3事業は「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」へ統合されることから、<u>3事業については事業開始から現在までの事業効果を分析・評価して、統合の効果・改善の効果が最大限得られるように新事業に反映させる必要がある。</u>こうした評価を行うことにより、<u>当該事業がないときに比べ事業を行うことでどれくらいの効果があったか、成功例と失敗例にはどこに違いがあったのか把握し、また、成功した支援事業の手法を他に広めるべきである。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪日外国人のニーズに基づく取組に対して支援する「<u>広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業</u>」においては、平成 30 年 3 月開催予定の各地方ブロック単位における関係者等をメンバーとした「<u>連絡調整会議</u>」を通じて、<u>海外に事務所を有し、市場毎のニーズに精通した JNTO との連携</u>を図る。 ・ <u>3事業については、個別事業毎に事業効果を分析・評価し、観光庁よりこれまでの優良事例等を他の地域へ展開</u>する。平成 30 年度の個別事業の実施に当たっては、「<u>連絡調整会議</u>」を通じて、<u>広域単位から地域単位の取組までの連携・調整を図る</u>等により、地方部における広域周遊観光をより効果的に促進することとする。 | 左記の事項を対応することを決定。 | |

| | | | |
|---|--|-------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業</u>」については、<u>従来のルート設定型の周遊コースを支援するのではなく、地域の観光資源を磨き上げ、魅力ある観光資源を中心として、旅行者の目的に応じた誘客戦略に移行していくべきである。</u> ・その際、多言語に対応した観光案内サイトや、観光資源の外国人観光客向けの説明が整備されていないなどの諸問題について来訪する <u>外国人観光客の立場に立って分析し、それを解決するような制度設計とすべきである。</u> ・また事業実施に当たっては、政策全体及び個々の支援事業の効果を適切に評価するため、<u>目標設定時、中間評価時、結果評価時における KPI などの具体的な基準を設定し、当該基準に満たない場合には事業の見直しなども検討する必要がある。</u>現行の評価指標は事業を評価するものとはいいがたいことから、<u>評価指標をどのように設定すべきか検討し、また指標の取得方法も用意しておく必要がある。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業</u>」については、観光庁が示す実施方針において、<u>主要なターゲット層の設定等を行うこととし、これを踏まえ、外国人旅行者のニーズに沿った観光コンテンツの充実にかかる取組を促進し、その上で、地域におけるプロモーション等を実施することにより、旅行者の目的に応じた事業を平成 30 年 4 月より展開する。</u> ・<u>事業実施前</u>においては、<u>観光庁で示す指針に基づき各事業の KPI が適切に設定されているか確認する。</u><u>事業実施中</u>においては、<u>中間報告を義務付け、事業の進捗状況に応じて、助言等を行う。</u><u>事業実施後</u>においては、<u>KPI の達成状況を踏まえて評価を実施し、事業の見直し等を含め、翌年度の事業計画に反映する。</u> ・<u>事業実施前に、①地方ブロック単位、②DMO 単位、③個別事業単位の 3 段階で KPI を設定することで、より精緻な効果測定・原因分析を行う。</u>また、より適切な評価を行うため、<u>具体的な指標（取得方法含む）の設定に関して、観光庁から指針を示すこととする。</u> | <p>左記の事項を対応することを決定。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・観光庁は、実施主体である DMO 等の自主的な運営を尊重しつつも、本事業において期待される効果を適切に発揮することができるように、<u>訪日客のニーズに応える取組を優先順位を付けて行っている先進的な DMO のみが補助を受けられるような基準を策定すべきである。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業において期待される効果を適切に発揮できるように、<u>訪日客のニーズに応える取組を行う DMO が補助を受けることとなる基準を、外部有識者に対して意見を徴取した上、平成 30 年 2 月中に定めることとする。</u> | <p>左記の事項を対応することを決定。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>訪日プロモーション事業</u>」について、支援先の個別事業の実施に当たっては、<u>JNTO が有している海外ネットワーク等を活用して、JNTO と DMO が密接に連携し海外訪日客のニーズを把握し分析する。</u>また、<u>日本に関心を持たない外国人旅行者について、その原因を分析する等、戦略的に取り組んでいくべきである。</u>JNTO や観光庁が把握したニーズは、<u>新事業を含め関係者に共有する必要があり、プロモーションにいかす仕組みを作るべきである。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 3 月開催予定の「<u>連絡調整会議</u>」においては、<u>DMO の他、JNTO の参加を想定していることから、同会議を通じて、JNTO と DMO の連携を図ることとする。</u>また、<u>日本に関心を持たない原因等について、同会議を通じて、JNTO が持つ情報や観光庁及び地方運輸局の各種調査を関係者に共有することにより、戦略的に取り組んでいく上での基礎データとして活用してもらうこととする。</u> | <p>左記の事項を対応することを決定。</p> | |

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| | | | | |
|---|---|------------------------------|----|--|
| 担当府省名 | 外務省 | | | |
| テーマ等 | ODA（ボランティアの在り方） | | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府開発援助の一環であるボランティア事業として、異文化社会における相互理解と帰国後の社会還元を図るという観点のみならず、<u>開発途上国の経済・社会の発展への寄与の観点から、その必要性及び期待できる効果を精査の上で、効果的・効率的に実施すべきである。</u> ・ 本事業開始から50年余りが経過し、我が国を取り巻く国際環境の変化に合わせて、<u>本制度の枠組みの抜本的な再検討を行うべきである。</u>その際、<u>青年、シニアの年齢別区分ではなく、専門的技能の有無等の特性に応じた制度設計を検討すべきである。</u> ・ ボランティア事業の評価については、<u>各案件において、開発途上国の経済・社会の発展への寄与度に関する定量的な指標を事前に設定し測定するなどして、評価の精度を高め、評価結果をその後の援助にいかすためのPDCAサイクルを構築すべきである。</u> ・ 青年海外協力隊・シニア海外ボランティアの待遇については、ボランティアとして真に必要で適正な水準の手当となるよう、<u>①人件費補てんの抜本的見直しや民間連携ボランティア制度のうち人件費補てんのない派遣の更なる活用、②現地生活費・住居費・家族手当について各制度のこれまでの経緯にとらわれずに支給要件や水準の見直し等を行うべきである。</u> ・ ボランティア事業より、NGO等の活動への支援の方が効果的・効率的な場合もあることから、<u>NGO等との更なる連携を図るべきである。</u> | | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成30年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府開発援助の一環であるボランティア事業として、異文化社会における相互理解と帰国後の社会還元を図るという観点のみならず、<u>開発途上国の経済・社会の発展への寄与の観点から、その必要性及び期待できる効果を精査の上で、効果的・効率的に実施すべきである。</u> | <p>「開発途上国の経済・社会の発展への寄与」を含む3つの目的を有するボランティア事業の評価体系を整理し、評価手法を含めた評価ガイドラインを策定する。また、各々の目的における評価結果を、事業計画（必要性及び期待できる効果を含む）の策定等事業実施にフィードバックする仕組みを構築する。なお、相手国からの要請に対して適切な経験等を持つ者を募集し選考・訓練・派遣するために、全ての案件について、応募要件となる資格・能力又は経験等を明記し、対象者が極めて広範に捉えられる大卒程度といった資格等があいまいな案件募集は行わないようにする。以上に取り組むことを通じ、より効果的・効率的に事業を推進する。</p> <p>（スケジュール） 2017年度は有識者から意見を聴取し、その結果を踏まえ、2018年度中に評価ガイドラインを策定するとともに、評価結果を事業実施にフィードバックするための仕組みを構築する。 2018年度春募集から、全ての案件について、応募に必要な資格・能力又は経験等を明記して募集を行う。</p> | 左記方針に基づく検討を開始した。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業開始から50年余りが経過し、我が国を取り巻く国際環境の変化に合わせて、<u>本制度の枠組みの抜本的な再検討を行うべきである。</u>その際、<u>青年、シニアの年齢別区分ではなく、専門的技能の有無等の特性に応じた制度設計を検討すべきである。</u> | <p>現行の年齢による区分の見直しを含む、青年海外協力隊を軸とする制度再編に取り組む。その一環として青年とシニアの現地生活費等に係る海外調査を実施し、具体的な制度構築に取り組む。</p> <p>（スケジュール） 2018年上半年期にボランティアの手当に係る海外一斉調査を開始する。 2018年度秋募集までに、青年とシニアの制度を見直し、可能なものから導入する。</p> | 左記方針に基づく調査内容の検討を開始した。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア事業の評価については、各 | 2017年度から新たに導入した、三者（ボランティア本人、配属先、JICA海外拠点）が面 | 左記方針に基づく検討を開始した。 | | |

| | | | |
|---|--|---------------------------------|--|
| <p><u>案件において、開発途上国の経済・社会の発展への寄与度に関する定量的な指標を事前に設定し測定するなどして、評価の精度を高め、評価結果をその後の援助にいかすためのPDCAサイクルを構築すべきである。</u></p> | <p>談・協議したうえで行う活動モニタリング・評価の実施状況を踏まえつつ、活動計画表・結果表の改善に取り組む。なお、指標設定において定量的な指標設定が可能な案件は順次導入する。また、ボランティアがPDCAサイクルを実行するために必要な知識を習得するよう、派遣前訓練の見直し等に取り組む。事業全体のPDCAサイクルについては、個別ボランティアの活動レビューを活かしつつ、国別開発協力方針に沿った国別ボランティア派遣計画となるような仕組みを構築する。その際、UNVやPeace Corps等他国における評価の仕組み等も参照しつつ検討する。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>2017年度：活動計画表・結果表の活用状況をモニタリングし、改善に取り組む。</p> <p>2018年度1次隊(6月下旬頃派遣)：活動モニタリング・評価の手法をボランティア自身が海外の現場で適切に使用できるように、派遣前訓練の「目標管理」単元を強化する。</p> <p>2018年度：改善された評価手法に基づく個別ボランティアの活動レビューを踏まえ、国別ボランティア派遣計画の年次レビューの精度向上を図る。</p> | | |
| <p>・青年海外協力隊・シニア海外ボランティアの待遇については、ボランティアとして真に必要で適正な水準の手当となるよう、<u>①人件費補てんの抜本の見直しや民間連携ボランティア制度のうち人件費補てんのない派遣の更なる活用、②現地生活費・住居費・家族手当について各制度のこれまでの経緯にとらわれずに支給要件や水準の見直し等を行うべきである。</u></p> | <p>①有給現職参加者に対する人件費補てんの在り方を大幅に見直し、補てん対象者の責務および同人の本邦所属団体等の監督責任等の明確化を図る。②現地生活費等の手当については海外一斉調査を実施し、一体的見直しに取り組む。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>2018年春募集以降：</p> <p>(1) 民間企業は人件費補てんの対象外</p> <p>(2) 民間企業以外の有給現職参加者(派遣条例による派遣者等)は、地方自治体等現職派遣特別参加の制度として、所属先との間で当該人の評価の実施と監督責任を明確にした上で、所属先が活動の成果をより厳密に確認する方向とする。</p> <p>(3) 家族手当の割合を現地生活費の2/3から1/5(JICA職員の随伴家族と同率)に減額。現地生活費・住居費について海外一斉調査を実施。シニア海外ボランティアは途上国からの優先度の高い要請に絞り込み派遣数を縮減。</p> <p>2018年秋募集以降：海外一斉調査の結果を基に、青年とシニアの現地生活費・住居費制度等の見直しを図る。</p> <p>2019年春募集以降：現職教員特別参加制度へも同見直しの内容を適用する方針。</p> | <p>左記方針を決定し、2018年度予算案へ反映した。</p> | |
| <p>・ボランティア事業より、NGO等の活動への支援の方が効果的・効率的な場合もあることから、<u>NGO等との更なる連携を図るべきである。</u></p> | <p>NGOとの海外連携事例(教訓事例)を蓄積し、NGO等への情報の発信を進めつつ、双方の強みを活かした効果的な連携を図っていく。なお、NGOに優位性がある等、NGOが実施することにより効果的・効率的に実施できるものについては、現地ODAタスクフォース等において、NGOによる実施の可能性、JICAとの連携による実施、NGOとの役割分担を検討する。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>今後開催される現地ODAタスクフォース、NGO-JICA協議会等において上記の対応強化を実施していく。</p> | <p>左記方針に基づく検討を開始した。</p> | |

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| | | | |
|---|--|--|----|
| 担当府省名 | 経済産業省 | | |
| テーマ等 | 石油・天然ガス事業への出資 | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）が当年度に出資を行うために必要な額を予算計上しているが、交渉の遅れなどから、結果として、JOGMEC 内に多額の資金が滞留している年度も見受けられる。交渉の進捗に左右される面はあるものの、財政資金の効率的な執行の観点及び石油石炭税を財源として実施していることも踏まえ、<u>当年度に出資する確度がより高い案件に絞り、かつ、所要額を厳しく精査したうえで予算を計上すべき</u>である。 ・政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件については JOGMEC の内部規定で定めているが、その内容は抽象的であり、また、借入金と出資金の割合に係る基本的な考え方も規定されていないことから、<u>政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件の明確化など、内部規定の整備・見直しを含めた検討を早急</u>に実施すべきである。 ・JOGMEC には「出資割合は原則 5 割以下」との「民間主導の原則」が適用されているが、<u>昨年</u>の法律改正において、JOGMEC 単独で株式を取得することが可能となったところであり、<u>本業務に係る内部規定の整備を含め、JOGMEC におけるリスクの管理態勢・審査態勢の拡充・強化を図るとともに、引き続き、ガバナンス面での強化にも取り組むことが必要</u>である。 ・将来的な国民負担を回避する観点からも、<u>投資・出資に関する計画を適切に立案し、その内容をしっかりと精査することが必要</u>である。さらに、<u>その計画については、不断に見直しを行っていくことも必要</u>である。また、<u>立案した投資・出資に関する計画については、HP等において公表することも検討すべき</u>である。 | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成 30 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）が当年度に出資を行うために必要な額を予算計上しているが、交渉の遅れなどから、結果として、JOGMEC 内に多額の資金が滞留している年度も見受けられる。交渉の進捗に左右される面はあるものの、財政資金の効率的な執行の観点及び石油石炭税を財源として実施していることも踏まえ、<u>当年度に出資する確度がより高い案件に絞り、かつ、所要額を厳しく精査したうえで予算を計上すべき</u>である。 | <p>従前より確度の高い案件についての要求を行ってきたところではあるが、指摘を踏まえ、改めて企業や産油国政府等から情報収集を行い、更に案件の精査を行った。これを踏まえ、平成 30 年度に出資する確度の高い案件について、必要額の見直しを行い、平成 30 年度政府予算案に反映させた。</p> | <p>平成 30 年度に出資する確度の高い案件について精査し、必要額の見直しを行い、平成 30 年度政府予算案に反映させた（平成 30 年度概算要求額 609 億円→平成 30 年度政府予算案 414 億円（▲195 億円））。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件については JOGMEC の内部規定で定めているが、その内容は抽象的であり、また、借入金と出資金の割合に係る基本的な考え方も規定されていないことから、<u>政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件の明確化など、内部規定の整備・見直しを含めた検討を早急</u>に実施すべきである。 | <p>指摘を踏まえ、政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件明確化等について検討を行い、内部規定の整備・見直しを平成 29 年度末までに行う。</p> | - | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>・JOGMECには「出資割合は原則5割以下」との「民間主導の原則」が適用されているが、<u>昨年</u>の法律改正において、JOGMEC単独で株式を取得することが可能となったところであり、<u>本業務に係る内部規定の整備を含め、JOGMECにおけるリスクの管理態勢・審査態勢の拡充・強化を図るとともに、引き続き、ガバナンス面での強化にも取り組むことが必要</u>である。</p> | <p>指摘に関して、<u>先ず、平成28年度の法改正に伴い、外部専門家や、第三者委員会による評価プロセスを追加し、関係規定を整備するとともに、金融業務経験者採用等により評価・審査体制を整備済み。</u></p> <p>加えて、保有資産全体のリスク管理を強化するため、<u>経済性や投資エリア等の観点で資産ポートフォリオ等を評価するプロセスを検討し、平成29年度末までに結論を得る。</u></p> | <p>平成28年度の法改正に伴い、外部専門家や、第三者委員会による評価プロセスを追加し、関係規定を整備するとともに、金融業務経験者採用等により評価・審査体制を整備済み。</p> | |
| <p>・<u>将来的な国民負担を回避する観点からも、投資・出資に関する計画を適切に立案し、その内容をしっかりと精査することが必要</u>である。さらに、<u>その計画については、不断に見直しを行っていくことも必要</u>である。また、<u>立案した投資・出資に関する計画については、HP等において公表することも検討すべき</u>である。</p> | <p>指摘を踏まえ、平成29年度末までに、資産価値や将来の油価見通しなど一定の前提を置いた上でのJOGMECの投資・出資に関する計画の策定、公表・更新のあり方について検討し、結論を得る。</p> | <p>—</p> | |

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| | | | |
|--|--|-----------------------------------|----|
| 担当府省名 | 農林水産省 | | |
| テーマ等 | 基金 | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・両基金は、燃油価格の高騰や入漁料の支払に対してセーフティネットとして補填金の交付や貸付が行われているが、本来、農業・林業・漁業についても他の産業と同様、価格転嫁等による経営努力が求められることから、<u>真に必要な基金事業かどうか厳格に検討するとともに、過剰な資金を保有しなくても済む方策がないか金融的な観点を含め幅広く検討すべき</u>である。 ・施設園芸等燃油価格高騰対策基金については、<u>施設園芸農業者の燃油量削減へのインセンティブとなっているか、燃油量削減実績や今後の燃油価格の上昇率と必要な発動額の見通しなど事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべき</u>である。 ・貸付事業資金については、政策効果が必ずしも明確ではなく、<u>海外漁場を確保する政策の中で国が実施する意義・位置づけを再整理するとともに、特定の企業や国際機関に対する過度な支援となっていないか、事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべき</u>である。 ・両基金について、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているため、<u>事業の執行計画を厳しく再精査し、余剰資金は国庫返納すべき</u>である。 ・両基金のみならず、公益法人等に造成された全ての基金について、<u>事業見込みが適切に精査されているか、資金が安全かつなるべく高い運用益が得られる方法で運用されるよう適切な保有方法となっているか等の観点から、早急に再点検を実施し、余剰資金について国庫返納すべき</u>である。 | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成 30 年度政府予算案閣議決定 時まで決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・両基金は、燃油価格の高騰や入漁料の支払に対してセーフティネットとして補填金の交付や貸付が行われているが、本来、農業・林業・漁業についても他の産業と同様、価格転嫁等による経営努力が求められることから、<u>真に必要な基金事業かどうか厳格に検討するとともに、過剰な資金を保有しなくても済む方策がないか金融的な観点を含め幅広く検討すべき</u>である。 | <p>【施設園芸等燃油価格高騰対策基金】 本対策は、我が国の野菜の安定供給という役割を果たす上で、必要なものであるが、基金規模や資金の保有方法については、関係団体や金融機関等から情報収集を行い、精度の高い事業執行計画を策定することで、適正な規模を保つ。</p> <p>(スケジュール) 今後の事業執行計画について、本年度内に見直しを行い、来年度から適用する。</p> | — | |
| | <p>【貸付事業資金】 本貸付資金事業は、その貸付対象者が我が国への水産物の安定供給という役割を果たす上で、必要なものであるが、基金規模や資金の保有方法については、漁協や日本政策金融公庫などの関連組織から情報収集を行い、精度の高い事業執行計画を策定することで、適正な規模を保つ。</p> <p>(スケジュール) 今後の事業執行計画について、本年度内に見直しを行い、来年度から適用する。</p> | — | |

| | | | |
|---|--|----------|--|
| <p>・施設園芸等燃油価格高騰対策基金については、施設園芸農業者の燃油量削減へのインセンティブとなっているか、燃油量削減実績や今後の燃油価格の上昇率と必要な発動額の見通しなど事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべきである。</p> | <p>本対策の加入者の燃油量削減実績をみると、対策加入前と比較し 40%程度削減されていることから、施設園芸農業者の燃油使用量削減への一定のインセンティブになっている。このため、引き続き、燃油使用量の削減等に取り組むことを加入要件として対策を行う。</p> <p>また、これまで本対策で達成した省エネルギー化の進捗状況やこれまでの発動実績を踏まえた今後の見通し等から執行計画を再精査し、対策終了までに必要となる基金額の検討を行う。</p> <p>(スケジュール) 必要な基金残高の水準を本年度内に決定する。</p> | <p>—</p> | |
| <p>・貸付事業資金については、政策効果が必ずしも明確ではなく、海外漁場を確保する政策の中で国が実施する意義・位置づけを再整理するとともに、特定の企業や国際機関に対する過度な支援となっていないか、事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべきである。</p> | <p>大手水産会社に係る貸付けについて、水産物の安定供給の役割を果たしている案件に限って行われていることが明確となるよう、貸付案件ごとに、毎年、日本への輸出量の目標・実績を報告させる。また、民間金融機関では対応していない案件のみに限るため、長期的な貸付けのみ実施するとの条件を付す。</p> <p>国際機関に係る貸付けについて、我が国漁船が入漁している沿岸国が設立し共通の入漁条件等を決定する国際機関に限るとともに、民間金融機関による対応が困難である案件に限るため、引き続き、事業計画・実績により確認をする。</p> <p>今後の基金規模については、漁協や日本政策金融公庫などの関連組織から情報収集を行い、精度の高い事業執行計画を策定することで、適正な規模を保つ。</p> <p>(スケジュール) 必要な基金残高の水準を本年度内に決定する。</p> | <p>—</p> | |
| <p>・両基金について、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているため、事業の執行計画を厳しく再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。</p> | <p>【施設園芸等燃油価格高騰対策基金】 本年度における期首の基金残高 135 億円に対し、31 年度までの執行見込額との差額の不用額 15 億円の国庫返納を行う。</p> <p>(スケジュール) 必要な基金残高の水準が確定次第、速やかに国庫返納を行う。</p> <p>【貸付事業資金】 本年度における貸付原資 243 億円に対し、本年度の貸付見込額は 193 億円であることから、差額の不用額 50 億円の国庫返納を行う。また、貸付計画の未実行等により、今後、さらに余剰が出るようであれば、追加で国庫返納を行う。</p> <p>(スケジュール) 必要な基金残高の水準が確定次第、速やかに国庫返納を行う。</p> | <p>—</p> | |

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| | | | |
|--|--|---|----|
| 担当府省名 | 文部科学省、農林水産省、経済産業省 | | |
| テーマ等 | EBPMの試行的検証 モデル事業（ICTの活用） | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・EBPMの実施に当たっては、この問題の解決が必要なのか、何を目的として行う事業なのか、事業が目的達成のための手段として有効か、これらを事業の目的・手段の合理的な関係を説明するロジックモデルやこれをサポートするエビデンスを用いて精査することが必要である。また、事業実施により直接コントロールできる範囲を「アウトカム」、事業実施のみでコントロールできず、その他の影響が介入する社会的な変化等は「インパクト」とすることが一つの整理であり、この点を踏まえてロジックモデルを作成することが重要である。 ・モデル事業では、課題を明らかにした上で、解決策としての仮説を設定し、事業を実施する中で得られた情報・データをもとに仮説が正しかったかを検証することが必要である。その際、仮説や変数を操作するための選択肢がどのような根拠に基づき選ばれたのか確認できるよう、情報を記録・保存するとともに、その情報を公開することも重要である。また、モデル事業にはモデル実施後の政策の決定と本格展開のために何らかの情報・データを収集するという側面があるので、どのようなものの収集を目指すかをまずは整理したうえで、十分に収集可能な事業設計とすることが必要である。 ・事業の成果を社会に普及していくためには、まずは、モデル事業の成果を十分に検証することが必要である。また、どのような指標によって評価を行うかについては、指標に関するデータの収集方法を含め、事前に決定しておくことが必要である。なお、モデル事業の成果検証の結果として「有効ではない政策」が判明することもあるが、それは、モデル事業の成果としてプラスと捉えるべきであり、その場合、当該モデル事業の問題点をしっかりと分析し、その結果を当初想定された課題の解決や他のモデル事業の設計の際に活用していくことが重要である。さらに、検証された成果をもとに実施する普及段階については、モデル事業実施後のPDCAサイクルに属するものとして、モデル事業とは区別して考えることが必要である。 ・ロジックモデルの設定と合わせて、エビデンスの信頼性の検証を行うことが必要である。また、収集した情報・データの有意義な分析を行うためには、例えば、モデル事業の対象先と対象先以外の比較による事業効果の識別、モデル事業の対象先において一部の条件を固定化した上で他の条件のみ変更することによる対象先間での差異の把握といった取組を行うことも必要である。 ・客観的データの取得が難しい分野もあるが、そのような分野においても、まずは、客観的データが本当に取得できないかを検証することが必要である。その上で、客観的データの取得が困難な部分があれば、客観的データに代わる検証方法をしっかりと検討することが重要である。また、客観的データの取得が困難な場合は、モデル事業実施の必要性自体も含めて十分に検討することが必要である。 | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成30年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・EBPMの実施に当たっては、この問題の解決が必要なのか、何を目的として行う事業なのか、事業が目的達成のための手段として有効か、これらを事業の目的・手段の合理的な関係を説明するロジックモデルやこれをサポートするエビデンスを用いて精査することが必要である。また、事業実施により直接コントロールできる範囲を「アウトカム」、事業実施のみでコントロールできず、その他の影響が介入する社会的な変化等は「インパクト」とすることが一つの整理であり、この点を踏まえてロジックモデルを作成することが重要である。 ・モデル事業では、課題を明らかにした上で、解決策としての仮説を設定し、事業を実施する中で得られた情報・データをもとに仮説が正しかったかを検証することが必要である。そ | <p style="text-align: center;">【内閣官房行政改革推進本部事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、各府省におけるEBPMに関する取組の一助となるよう、上記の指摘事項等を踏まえ、「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」等を改訂するなどし、各府省に共有・周知する（本年3月末目途）。 ・その上で、来年度の各府省の「公開プロセス」においてEBPMの視点での検証の導入を検討する。 | <p style="text-align: center;">【内閣官房行政改革推進本部事務局】</p> <p style="text-align: center;">-</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>の際、仮説や変数を操作するための選択肢がどのような根拠に基づき選ばれたのか確認できるよう、情報を記録・保存するとともに、その情報を公開することも重要である。また、<u>モデル事業にはモデル実施後の政策の決定と本格展開のために何らかの情報・データを収集するという側面があるので、どのようなものの収集を目指すかをまずは整理したうえで、十分に収集可能な事業設計とすることが必要</u>である。</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>事業の成果を社会に普及していくためには、まずは、モデル事業の成果を十分に検証することが必要</u>である。また、<u>どのような指標によって評価を行うかについては、指標に関するデータの収集方法を含め、事前に決定しておくことが必要</u>である。なお、モデル事業の成果検証の結果として「有効ではない政策」が判明することもあるが、それは、モデル事業の成果としてプラスと捉えるべきであり、その場合、当該 <u>モデル事業の問題点をしっかりと分析し、その結果を当初想定された課題の解決や他のモデル事業の設計の際に活用していくことが重要</u>である。さらに、<u>検証された成果をもとに実施する普及段階については、モデル事業実施後のPDCAサイクルに属するものとして、モデル事業とは区別して考えることが必要</u>である。・ <u>ロジックモデルの設定と合わせて、エビデンスの信頼性の検証を行うことが必要</u>である。また、<u>収集した情報・データの有意義な分析を行うためには、例えば、モデル事業の対象先と対象先以外の比較による事業効果の識別、モデル事業の対象先において一部の条件を固定化した上で他の条件のみ変更することによる対象先間での差異の把握といった取組を行うことも必要</u>である。・ <u>客観的データの取得が難しい分野もあるが、そのような分野においても、まずは、客観的データが本当に取得できないかを検証することが必要</u>である。その上で、<u>客観的データの取得が困難な部分があれば、客観的データに代わる検証方法をしっかりと検討することが重要</u>である。また、<u>客観的データの取得が困難な場合は、モデル事業実施の必要性自体も含めて十分に検討することが必要</u>である。 | | | |
|--|--|--|--|

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| | | | |
|--|--|---------------------------------------|-----------|
| 担当府省名 | 厚生労働省、国土交通省 | | |
| テーマ等 | E B P Mの試行的検証 複数省庁関連事業（建設業の人材確保・育成） | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ E B P Mの実施に当たっては、この問題の解決が必要なのか、何を目的として行う事業なのか、事業が目的達成のための手段として有効か、これらを事業の目的・手段の合理的な関係を説明するロジックモデルやこれをサポートするエビデンスを用いて精査することが必要である。また、事業実施により直接コントロールできる範囲を「アウトカム」、事業実施のみでコントロールできず、その他の影響が介入する社会的な変化等は「インパクト」とすることが一つの整理であり、この点を踏まえてロジックモデルを作成することが重要である。 ・ ロジックモデルの設定と合わせて、エビデンスの信頼性の検証を行うことが必要である。また、収集した統計・データ等の有意義な分析を行うためには、事業対象と対象以外の比較による事業効果の識別などの取組を行うことも重要である。 ・ E B P Mに基づく検証によって施策の効果が明確な形で示されるため、異なる対象に同様の手段を適用する場合において各省庁の政策立案や検証の参考にしやすくなるという側面があることを意識し、有効な政策手法の共有や連携を積極的に進める必要がある。 ・ 複数省庁が共通又は関連する政策目的に対し関連する事業を実施する場合には、事業の基本設計であるロジックモデルや、統計・データ等が関係省庁間で連携・共有されるよう検討することが必要である。特に、アウトカムをどのようなレベルの指標によって確認するのか、関係省庁間での認識を統一することが重要である。 ・ また、政府全体での政策目的やこれに対して各省庁が貢献すべき範囲や割合について認識を共有したうえで、事業の計画段階における現状把握を十分に実施し共有するのみならず、実施段階における進捗管理や、事後的な効果検証の段階においても、統計・データ等を関係省庁間で適時に共有し、効果的・効率的に事業が実施されるよう連携して取り組むことが必要である。 | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成 30 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ E B P Mの実施に当たっては、この問題の解決が必要なのか、何を目的として行う事業なのか、事業が目的達成のための手段として有効か、これらを事業の目的・手段の合理的な関係を説明するロジックモデルやこれをサポートするエビデンスを用いて精査することが必要である。また、事業実施により直接コントロールできる範囲を「アウトカム」、事業実施のみでコントロールできず、その他の影響が介入する社会的な変化等は「インパクト」とすることが一つの整理であり、この点を踏まえてロジックモデルを作成することが重要である。 ・ ロジックモデルの設定と合わせて、エビデンスの信頼性の検証を行うことが必要である。また、収集した統計・データ等の有意義な分析を行うためには、事業対象と対象以外の比較による事業効果の識別などの取組を行うことも重要である。 ・ E B P Mに基づく検証によって施策の効果が明確な形で示されるため、異なる対象に同様の手段を適用する場合において各省庁の政策立案や検証の参考にしやすくなる | <p>【内閣官房行政改革推進本部事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、各府省における E B P Mに関する取組の一助となるよう、上記の指摘事項等を踏まえ、「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」等を改訂するなどし、各府省に共有・周知する（本年 3 月末日途）。 ・ その上で、来年度の各府省の「公開プロセス」において E B P Mの視点での検証の導入を検討する。 | <p>【内閣官房行政改革推進本部事務局】</p> <p>—</p> | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>という側面があることを意識し、有効な政策手法の共有や連携を積極的に進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">・複数省庁が共通又は関連する政策目的に対し関連する事業を実施する場合には、事業の基本設計であるロジックモデルや、統計・データ等が関係省庁間で連携・共有されるよう検討することが必要である。特に、アウトカムをどのようなレベルの指標によって確認するのか、関係省庁間での認識を統一することが重要である。・また、政府全体での政策目的やこれに対して各省庁が貢献すべき範囲や割合について認識を共有したうえで、事業の計画段階における現状把握を十分に実施し共有するのみならず、実施段階における進捗管理や、事後的な効果検証の段階においても、統計・データ等を関係省庁間で適時に共有し、効果的・効率的に事業が実施されるよう連携して取り組むことが必要である。 | | | |
|---|--|--|--|

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| | | | |
|---|---|---|----|
| 担当府省名 | 農林水産省 | | |
| テーマ等 | 農林漁業の人材確保 | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> 農林漁業への新規就業者の確保のためには、農林漁業を成長産業化し、就業先として魅力のある産業とすることが何よりも重要である。 就業希望者に対する給付金については、必要性及び効果を検証し、雇用就農も含めて新規就業者の裾野拡大につながるよう、交付対象を効果的・効率的なものに見直すべきである。特に、農家子弟への支援については、見直しを検討すべきである。また、交付単価についても、適正な水準であるか検証すべきである。 新規就業者に研修を行う法人・団体等への支援については、研修先にとっても人材確保のメリットがあることから、国の負担は限定的なものとするべきである。特に、研修後も研修先に継続雇用されることを前提とする場合には、国の支援の必要性を見直すべきである。また、研修後の定着率の向上に向けた取組として、研修先に求める定着率に関する要件を厳しくする等、更に支援対象を限定するような見直しを行うべきである。 | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成 30 年度政府予算案閣議決定時までに 決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> 農林漁業への新規就業者の確保のためには、農林漁業を成長産業化し、就業先として魅力のある産業とすることが何よりも重要である。 就業希望者に対する給付金については、必要性及び効果を検証し、雇用就農も含めて新規就業者の裾野拡大につながるよう、交付対象を効果的・効率的なものに見直すべきである。特に、農家子弟への支援については、見直しを検討すべきである。また、交付単価についても、適正な水準であるか検証すべきである。 | <p>【農業】 就業希望者に対する交付金（農業次世代人材投資事業）については、農家子弟を含め交付終了者及び交付対象者の経営状況や所得等に関する調査や、事業を実施する自治体からの意見聴取等を行い、事業のより効果的・効率的な実施に向け、交付単価を含め検証を行う（平成 30 年度末までを想定）。 なお、30 年度の新規交付対象者の採択に当たって、優先的に採択する者の考え方を明確化する。</p> <p>【林業】 就業希望者に対する交付金（緑の青年就業準備給付金事業）については、実施府県の協力を得て、交付対象者の所得や研修中の生活費、交付終了者の就業状況等に関する調査を行い、事業のより効果的・効率的な実施に向け、交付単価を含め検証を行う（平成 30 年度末までを想定）。 なお、30 年度の新規交付対象者の採択に当たって、優先的に採択する者の考え方を明確化する。</p> <p>【漁業】 就業希望者に対する交付金（次世代人材投資（準備型）事業）については、漁業学校等の協力を得て、交付対象者の所得や研修中の生活費、交付終了者の就業状況等に関する調査を行い、事業のより効果的・効率的な実施に向け、交付単価を含め検証を行う（平成 30 年度末までを想定）。 なお、30 年度の新規交付対象者の採択に当たって、優先的に採択する者の考え方を明確化する。</p> | <p>【農業】 農業次世代人材投資事業について、平成 30 年度は自ら生計を確保する必要がある等支援の必要性が高い者を優先的に採択することとし、当初要求額から 2,383 百万円削減した（当初要求額：19,917 百万円）。</p> <p>【林業】 緑の青年就業準備給付金事業について、平成 30 年度は自ら生計を確保する必要がある等支援の必要性が高い者を優先的に採択することとし、当初要求額から 75 百万円削減した（当初要求額：348 百万円）。</p> <p>【漁業】 次世代人材投資（準備型）事業について、平成 30 年度は各漁業学校等が支援の必要性が高いと認める者を優先的に採択することとし、当初要求額から 68 百万円削減した（当初要求額：110 百万円）。</p> | |

| | | | |
|---|--|---|--|
| <p>・<u>新規就業者に研修を行う法人・団体等への支援については、研修先にとっても人材確保のメリットがあることから、国の負担は限定的なものとするべき</u>である。特に、<u>研修後も研修先に継続雇用されることを前提とする場合には、国の支援の必要性を見直すべき</u>である。また、<u>研修後の定着率の向上に向けた取組として、研修先に求める定着率に関する要件を厳しくする等、更に支援対象を限定するような見直しを行うべき</u>である。</p> | <p>【農業】 新規就業者に研修を行う法人等への支援（農の雇用事業）については、継続雇用されている研修修了生等に対する調査を行い、支援の必要性等について検証を行う（平成30年度末までを想定）。</p> <p>なお、30年度採択に当たっては、研修後の定着率向上に向けた取組として、過去5年間の研修生の定着率が50%未満の経営体は原則として不採択とし、対象を限定する。</p> <p>【林業】 新規就業者に研修を行う法人等への支援（「緑の雇用」事業）については、継続雇用されている研修修了生等に対する調査を行い、支援の必要性等について検証を行う（平成30年度末までを想定）。</p> <p>なお、継続雇用者へのキャリアアップ研修については、他の研修と切り離した上で研修内容を林業の成長産業化のための林業事業体の育成等に資するものに見直しを行う（平成30年度実施）。新規就業者の「緑の雇用」事業の30年度採択に当たっては、研修後の定着率向上に向けた取組として、過去5年間の研修生の定着率が50%未満の事業体は原則として不採択とし、対象を限定する。</p> <p>【漁業】 新規就業者に研修を行う法人等への支援（新規就業者確保・育成支援事業）については、継続雇用されている研修修了生等に対する調査を行い、支援の必要性等について検証を行う（平成30年度末までを想定）。</p> <p>なお、長期研修支援事業のうち、研修後も引き続き研修先に継続雇用されることを前提とした研修（雇用型研修）については、30年度採択に当たって、過去5年間に受け入れた研修生の定着率が50%未満の経営体は原則として不採択とし、対象を限定する。</p> | <p>【農業】 農の雇用事業について、平成30年度は過去5年間の研修生の定着率が50%未満の経営体を原則として不採択とする等、対象を限定することとし、当初要求額から252百万円削減した（当初要求額：5,311百万円）。</p> <p>【林業】 「緑の雇用」事業について、平成30年度は過去5年間の研修生の定着率が50%未満の事業体を原則として不採択とする等、対象を限定することとし、当初要求額から1,757百万円削減した（当初要求額：6,257百万円）。</p> <p>【漁業】 長期研修支援事業のうち雇用型研修について、平成30年度は過去5年間の研修生の定着率が50%未満の経営体を原則として不採択とする等、対象を限定することとし、当初要求額から238百万円削減した（当初要求額：937百万円）。</p> | |
|---|--|---|--|

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| | | | |
|--|---|--|----|
| 担当府省名 | 環境省 | | |
| テーマ等 | 物流における省エネルギー対策 | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・石油石炭税等を財源として事業を実施する <u>エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定については、不要不急の事業が予算計上されることのないよう、事業の必要性等を厳しく精査し、真に必要な額を一般会計から同勘定へ繰り入れるべきである。</u> ・「<u>宅配システムの省 CO2 化推進事業</u>」及び「<u>郵便物の再配達削減による CO2 削減効果検証事業</u>」については、<u>基本的には、民間事業者にとってもメリットがあるものであり、さらに、フレキシブルな宅配物の配達方法の開発など民間事業者自身の取組も進んでいる状況にある。また、宅配ボックスの統一性や利用の効率性は重要であるが、ガイドラインの作成など民間事業者の連携を促す方法により、国の負担を最小限に抑えながら対応することが可能と考えられることから、両事業については、事業の廃止を含め、事業実施の必要性を抜本的に見直すべきである。</u> ・「<u>モーダルシフト促進支援事業</u>」及び「<u>自転車利用環境の整備を通じた交通の低炭素化促進事業</u>」については、<u>CO2 の削減効果・削減コストがどの程度か、この事業を実施する前提であるモーダルシフトや自転車利用が進まないボトルネックは何か、この事業を実施することによりモーダルシフトや自転車利用が進むのかなどこの事業の真の効果が明確となっていないため、両事業については、事業の廃止を含め、実施の必要性を抜本的に見直すとともに、費用対効果がより高い施策を検討すべきである。</u> | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成 30 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・石油石炭税等を財源として事業を実施する <u>エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定については、不要不急の事業が予算計上されることのないよう、事業の必要性等を厳しく精査し、真に必要な額を一般会計から同勘定へ繰り入れるべきである。</u> | <p>物流における省エネルギー対策として、CO2 削減の必要性を考えて、有効な施策について要求したところ。ただし、今回の御指摘を踏まえ、事業の廃止及び事業実施の必要性の抜本的見直しを検討した。</p> <p>(スケジュール) 平成 30 年度政府予算案に反映。</p> | <p>事業の必要性等を精査し、「物流における省エネルギー対策」に係る事業について、廃止を含め抜本的に見直し、必要な予算に重点化を図った。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>宅配システムの省 CO2 化推進事業</u>」及び「<u>郵便物の再配達削減による CO2 削減効果検証事業</u>」については、<u>基本的には、民間事業者にとってもメリットがあるものであり、さらに、フレキシブルな宅配物の配達方法の開発など民間事業者自身の取組も進んでいる状況にある。また、宅配ボックスの統一性や利用の効率性は重要であるが、ガイドラインの作成など民間事業者の連携を促す方法により、国の負担を最小限に抑えながら対応することが可能と考えられることから、両事業については、事業の廃止を含め、事業実施の必要性を抜本的に見直すべきである。</u> | <p>物流における省エネルギー対策として、CO2 削減の必要性を考えて、有効な施策について要求したところ。ただし、今回の御指摘を踏まえ、事業の廃止及び事業実施の必要性の抜本的見直しを検討した。</p> <p>(スケジュール) 平成 30 年度政府予算案に反映。</p> | <p>「郵便物の再配達削減による CO2 削減効果検証事業」については廃止とした。</p> <p>また、「宅配システムの省 CO2 化推進事業」については、オープン型宅配ボックス導入費用の補助金は廃止し、オープン型宅配ボックスを活用し省 CO2 化を推進するためのガイドライン策定事業や民間事業者間の連携を促すための情報処理システムのネットワーク化を支援する事業に内容を見直した。</p> | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>・「<u>モーダルシフト促進支援事業</u>」及び「<u>自転車利用環境の整備を通じた交通の低炭素化促進事業</u>」については、CO2の削減効果・削減コストがどの程度か、この事業を実施する前提であるモーダルシフトや自転車利用が進まないボトルネックは何か、この事業を実施することによりモーダルシフトや自転車利用が進むのかなどこの事業の真の効果が明確となっていないため、両事業については、<u>事業の廃止を含め、実施の必要性を抜本的に見直すとともに、費用対効果がより高い施策を検討すべきである。</u></p> | <p>物流における省エネルギー対策として、CO2削減の必要性を考えて、有効な施策について要求したところ。ただし、今回の御指摘を踏まえ、事業の廃止を含めた実施必要性の抜本的見直し及び費用対効果のより高い政策を検討した。</p> <p>(スケジュール) 平成30年度政府予算案に反映。</p> | <p>「自転車利用環境の整備を通じた交通の低炭素化促進事業」は廃止とした。</p> <p>また、「モーダルシフト促進支援事業」は実施効果が高い施策に重点化を図った。</p> | |
|---|--|--|--|

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| | | | |
|--|--|--|----|
| 担当府省名 | 内閣府、総務省、厚生労働省 | | |
| テーマ等 | 水道事業の基盤強化とPFI導入推進 | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道事業を取り巻く事情を踏まえ、「経済・財政再生計画」に基づき、自治体の公共施設等総合管理計画の「個別施設計画」(水道分野)や公営企業の「経営戦略」の策定を促進するとともに、歳出削減に資するPFI活用の検討を強化すべきである。 ・厚生労働省及び総務省は、自治体・公営企業の「広域連携」をさらに進めるため、地域の実情に応じた広域連携のモデルや方向性を示すなどして、事業体の統合のみならず、多様な形での<u>広域的な連携の取組を促進すべき</u>である。また、IoTを利活用した効率化等の取組の成果を活用するなどして、<u>水道事業全体の効率化に取り組むべき</u>である。 ・また、水道分野における広域連携を図り、PFIコンセッション事業導入を促進するため、<u>水道法改正</u>はもとより、「未来投資戦略2017」に基づき、運営権対価の資金で地方債を繰上償還する際の補償金を減免する等、<u>コンセッション事業を導入する自治体に対するインセンティブの付与を行うべき</u>である。さらに、関係府省は、<u>自治体等への支援体制の強化を図るとともに、住民に対しても、水道事業の課題や将来への見通しを示すなど、理解促進のための取組を積極的に行っていくべき</u>である。 ・各府省における官民連携や広域連携の支援事業は、その役割分担を明確化しつつ、<u>連携の強化を図り、効率的に運営していくべき</u>である。とりわけ、厚生労働省及び総務省は、<u>広域連携やPFIコンセッション事業導入の促進について連携を強化し、広域連携を推進するための目標設定を含め、更にどのような取組ができるのか検討すべき</u>である。 | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成30年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道事業を取り巻く事情を踏まえ、「経済・財政再生計画」に基づき、自治体の公共施設等総合管理計画の「個別施設計画」(水道分野)や公営企業の「経営戦略」の策定を促進するとともに、歳出削減に資するPFI活用の検討を強化すべきである。 | <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道分野の個別施設計画としての水道事業ビジョンに関して、「水道事業ビジョン策定の手引き」を発出しているほか、アセットマネジメントの簡易支援ツールの作成・公表や技術的助言等により、策定を促進する。平成29年4月時点で約74%の策定率であり、平成32年度末までに100%の策定率を目指す。 ・PFI活用の検討については、「水道におけるPPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定ガイドライン」の周知等を行う。 <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略の策定について、策定ガイドライン、アドバイザー派遣事業等により地方公共団体を支援し、策定を促進する。 ・PFIを含む民間の経営手法の導入について、地方公共団体に対して積極的かつ計画的な導入の検討を要請しており、引き続き、その活用の検討を要請。また、未だ実績のないPFIのうち | <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者が参加する地域懇談会（平成29年度は宮城県、東京都、富山県、兵庫県、福岡県の5箇所で開催）において、アセットマネジメントの意義や必要性を説明するとともに、技術的助言等を実施しており、こうした取組を引き続き実施。 ・「水道におけるPPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定ガイドライン」については、経済産業省等と共催している官民連携推進協議会（平成29年度はこれまで北海道、東京都、岡山県の3箇所で開催）等の場を通じて地方公共団体への周知等を行っており、引き続き取り組む。 <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議等の場において、策定ガイドラインを地方公共団体に周知するとともに、要望のあった市町村にアドバイザーを派遣し、経営戦略の策定を促進した。 ・各種会議等の場においてPFIを含む民間の経営手法の導入について、積極的かつ計画的な導入の検討を要請した。 | |

| | | | |
|---|--|--|---|
| | <p>コンセッション方式の導入促進については、厚生労働省はじめ関係府省と連携しつつ、更にものような取組ができるか検討。</p> | | |
| <p>・厚生労働省及び総務省は、自治体・公営企業の「広域連携」をさらに進めるため、地域の実情に応じた広域連携のモデルや方向性を示すなどして、<u>事業体の統合のみならず、多様な形での広域的な連携の取組を促進すべき</u>である。また、IoTを利活用した効率化等の取組の成果を活用するなどして、<u>水道事業全体の効率化に取り組むべき</u>である。</p> | <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び水道事業者等との懇談会（全国5ブロック）や各種説明会等において、多様な連携形態による広域連携の優良事例について、その取組に至ったプロセス等を含めて紹介するなどの横展開を実施し、広域連携の取組を推進。 経済産業省が実施する「IoTを活用した社会インフラ等の高度化推進事業」に協力・連携し、引き続き、水道分野におけるIoTの活用を検討。 <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」（H29.3 総務省）において、広域化の類型やパターンを示しており、厚生労働省と連携し、地方公共団体の取組を支援。 | <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域懇談会（平成29年度は宮城県、東京都、富山県、兵庫県、福岡県の5箇所で開催）において、優良事例の紹介を行い、こうした取組を引き続き実施。 IoTの活用による水道事業の効率化等に資するモデル事業に対する支援に必要な経費を平成30年度予算案に計上。 <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種会議等の場において、左記報告書を地方公共団体に周知した。 | <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」 http://www.soumu.go.jp/main_content/000473430.pdf |
| <p>・また、水道分野における広域連携を図り、PFIコンセッション事業導入を促進するため、<u>水道法改正</u>はもとより、「未来投資戦略2017」に基づき、<u>運営権対価の資金で地方債を繰上償還する際の補償金を減免する等、コンセッション事業を導入する自治体に対するインセンティブの付与を行うべき</u>である。さらに、関係府省は、<u>自治体等への支援体制の強化を図るとともに、住民に対しても、水道事業の課題や将来への見通しを示すなど、理解促進のための取組を積極的に行っていくべき</u>である。</p> | <p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業におけるコンセッション事業の促進に資するよう必要な措置を盛り込んだPFI法の改正など、必要な法令等の整備を進めていく。 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）に基づき、PPP/PFIの活用等による上下水道事業の経営の効率化を促進するため、財務シミュレーション等による経営診断、施設面の効率化に向けた診断及び上下水道事業の一体化の効果も含めた先進的な対策を検討するモデル事業を実施する地方公共団体を支援する。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県を推進役とする広域連携の推進の仕組みを整備するとともに、地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、コン | <p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道コンセッション推進のための補償金免除繰上償還に係る所要の措置を講じるため、次期通常国会に改正PFI法案を提出する方針。 上下水道分野の事業診断を実施する地方公共団体を支援するために必要な経費を平成29年度補正予算案に計上した。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道法の一部を改正する法律案の国会への再提出に向けた準備を進めている。 平成29年度において、官民連携推進協議会は、これまで北海 | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| | <p>セッション方式を導入する場合の許可制度を創設すること等を内容とする「水道法の一部を改正する法律案」の国会への再提出に向けて取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道分野におけるコンセッション等事業の検討促進や住民不安の解消に向けて、水道分野における官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用して先進的な自治体の取組を横展開するなど啓発活動を実施する。 <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対して経営戦略の策定・公表を要請し、経営比較分析表の活用も促進しており、引き続き、水道事業に関する住民等への理解促進のための取組を行う。 | <p>道、東京都、岡山県の3箇所を実施し、地域懇談会は、宮城県、東京都、富山県、兵庫県、福岡県の5箇所を実施しており、こうした取組を引き続き実施。</p> <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種会議等の場において、経営戦略の策定・公表を地方公共団体に要請するとともに、経営比較分析表の活用を促進した。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 各府省における官民連携や広域連携の支援事業は、その役割分担を明確化しつつ、連携の強化を図り、効率的に運営していくべきである。とりわけ、厚生労働省及び総務省は、<u>広域連携やPFIコンセッション事業導入の促進について連携を強化し、広域連携を推進するための目標設定を含め、更にどのような取組ができるのか検討すべきである。</u> | <p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府では分野横断的なもの等について支援事業を実施している。支援先における検討状況等の情報を関係省庁と共有し、効率的かつ効果的な支援に取り組む。 <p>【厚生労働省・総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の現行の取組を踏まえながら、内閣府等関係府省と連携しつつ、広域連携や官民連携の促進のための地方公共団体の取組を両省が連携して支援するとともに、水道事業の経営の持続可能性を確保するため、改正水道法の施行を見据え、速やかに広域連携を推進するための目標設定について検討し、成案を得る。 | <p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度補正予算で実施した上下水道コンセッション事業の推進に資する支援措置について、支援先における検討状況等の情報を関係省庁と共有し、効率的かつ効果的な支援に取り組んでいる。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道法の一部を改正する法律案の国会への再提出に向けた準備を進めている。 <p>【厚生労働省・総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種会議等の場において、先進的な取組について、地方公共団体に情報提供するとともに、広域化に係る検討状況をフォローアップし、団体の取組の周知等により更なる検討を促した。 | |

平成 29 年「通告」の指摘事項に対する各府省の対応状況

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| 担当府省名 | 内閣府 | | |
|--|--|---|----|
| テーマ等 | 地域少子化対策強化事業 | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域少子化対策重点化推進交付金の「地域少子化対策重点推進事業」については、既に地方自治体において実施されている結婚等に関する取組を阻害しないよう、適切な補助率とすべきである。 ・また、同交付金の「結婚新生活支援事業」については、成果目標の設定を「目標を達成した申請自治体の割合」にするなど、事業効果の測定が不十分であると考えられる。 ・短期的には効果を測定しづらいものであることから、自治体が設定するKPIの実績を中期的に分析し、本事業が真に「若者の希望する結婚が、それぞれの希望する年齢でかなえられるような環境を整備」に効果的なものであるか、継続の可否も検証する仕組みとすべきである。 | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成30年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域少子化対策重点化推進交付金の「地域少子化対策重点推進事業」については、既に地方自治体において実施されている結婚等に関する取組を阻害しないよう、適切な補助率とすべきである。 | <p>御指摘を踏まえ、国と地方自治体とが適切に負担を分担するという観点から補助率を見直す。</p> <p>(スケジュール) 平成29年度補正予算案、平成30年度当初予算案に反映させる。</p> | <p>補助率を以下のとおりとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成29年度補正予算案 1/2を基本としつつ、特に重点的に推進すべき事業に絞って2/3とした。 ●平成30年度当初予算案 要求時点で10/10、3/4、1/2だった補助率を全て1/2とした。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・また、同交付金の「結婚新生活支援事業」については、成果目標の設定を「目標を達成した申請自治体の割合」にするなど、事業効果の測定が不十分であると考えられる。 ・短期的には効果を測定しづらいものであることから、自治体が設定するKPIの実績を中期的に分析し、本事業が真に「若者の希望する結婚が、それぞれの希望する年齢でかなえられるような環境を整備」に効果的なものであるか、継続の可否も検証する仕組みとすべきである。 | <p>御指摘を踏まえ、中期的な事業効果の測定に資する成果目標の設定や参考指標の把握を行っていく。</p> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度執行(平成30年度当初予算)において設定する成果目標や参考指標について、自治体と調整を行う。 ・平成32年度までに、成果の検証などを踏まえ、必要な見直しを行う。 | <p>平成30年度執行(平成30年度当初予算)において設定する成果目標や参考指標について、自治体と調整を行う。</p> <p>本事業の主旨を明確にし、かつ、事業を安定的に実施するため、補助率の引き下げ(1/2)、年齢制限の導入(夫婦共に34歳以下)を行う一方で、対象となる若年層の支援を充実させる観点から補助上限額については30万円とする見直しも行った。</p> | |

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| 担当府省名 | 厚生労働省 | | |
|--|---|---|----|
| テーマ等 | 保護費負担金 | | |
| 指摘事項 | <p>・生活保護受給者の医療費（医療扶助費）は、全額公費で負担しており、生活保護費全体の約5割を占め年々増加傾向にあるため、その適正化は重要な課題である。</p> <p>・適正化に向けた取組として徹底した頻回受診対策や後発医薬品の使用促進の強化が必要である。頻回受診については、医療保険の加入者と異なり一切の自己負担なく医療の給付を受けられるため過剰な受診に対する抑制効果が働きづらい状況となっている。<u>頻回受診を行っている者や頻回受診が生じている医療機関に対して個別指導を徹底するなど集中的な対策を講じつつ、各自治体が指導を行っても頻回受診が継続している者に対しては一旦窓口で自己負担を行った上で後日に償還する制度（償還払い）を早急に導入すべきである。</u>また、後発医薬品の使用については、現在、既にその使用を促すことにより給付を行うよう努めることとされているが、<u>医師が医学的知見に基づき使用することができる</u>と認めた場合には、後発医薬品により給付を行うことを原則化すべきである。</p> | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成30年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <p>・適正化に向けた取組として徹底した頻回受診対策や後発医薬品の使用促進の強化が必要である。頻回受診については、医療保険の加入者と異なり一切の自己負担なく医療の給付を受けられるため過剰な受診に対する抑制効果が働きづらい状況となっている。<u>頻回受診を行っている者や頻回受診が生じている医療機関に対して個別指導を徹底するなど集中的な対策を講じつつ、各自治体が指導を行っても頻回受診が継続している者に対しては一旦窓口で自己負担を行った上で後日に償還する制度（償還払い）を早急に導入すべきである。</u>また、後発医薬品の使用については、現在、既にその使用を促すことにより給付を行うよう努めることとされているが、<u>医師が医学的知見に基づき使用することができる</u>と認めた場合には、<u>後発医薬品により給付を行うことを原則化すべきである。</u></p> | <p>・福祉事務所の指導員が、頻回受診者の受診に付き添うことで、医師による病状の聴取や治療方針の説明などを受給者ととも受け（同行支援）、医師と連携しながら適正受診に向けた指導を行う予定である。</p> <p>・また、頻回受診指導を行う医師の委嘱促進を行い、指導体制の強化を図る予定である。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>・いずれの事業も、平成30年度より実施予定。</p> <p>・頻回受診者に対する窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策のあり方について引き続き検討を行う。</p> <p>・後発医薬品の使用については、医師等が医学的知見に基づき使用することができると認めており、薬局等において在庫の問題がない場合に原則化する。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>・平成30年通常国会において、法案提出予定。</p> | <p>・福祉事務所の指導員による同行支援及び医師の委嘱促進について平成30年度予算案に反映させた。</p> <p>・後発医薬品の使用については、医師等が医学的知見に基づき使用することができると認めており、薬局等において在庫の問題がない場合に原則化する方向で、法案提出の準備を進めている。</p> | |

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| 担当府省名 | 農林水産省 | | |
|--|--|--|----|
| テーマ等 | 農業法人投資育成事業 | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・各投資主体は、株式会社日本政策金融公庫からの追加出資ではなく、これまでの農業法人への投資の回収を原資として、新たな農業法人への支援に取り組むべきである。 ・例えば、アグリビジネス投資育成株式会社は、農業法人への投資後 10 年を経過した場合又は当該法人の自己資本比率が 40%を超えた場合に、原則として株式等の譲渡を行うこととしている。しかしながら、投資後 10 年を経過した農業法人のうち、株式等の譲渡に至ったのは半数以下であることから、まずは投資の回収に努めるべきである。また、農業法人の自己資本比率平均は 27%（平成 27 年度）と他産業より低いところ、全産業平均の 40%に達成するまで国の支援が必要であるかは再検証すべきである。 | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成 30 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・各投資主体は、株式会社日本政策金融公庫からの追加出資ではなく、これまでの農業法人への投資の回収を原資として、新たな農業法人への支援に取り組むべきである。 ・例えば、アグリビジネス投資育成株式会社は、農業法人への投資後 10 年を経過した場合又は当該法人の自己資本比率が 40%を超えた場合に、原則として株式等の譲渡を行うこととしている。しかしながら、投資後 10 年を経過した農業法人のうち、株式等の譲渡に至ったのは半数以下であることから、まずは投資の回収に努めるべきである。また、農業法人の自己資本比率平均は 27%（平成 27 年度）と他産業より低いところ、全産業平均の 40%に達成するまで国の支援が必要であるかは再検証すべきである。 | <ol style="list-style-type: none"> ①投資主体の目利き力 ②農業法人の望ましい自己資本比率の水準と国の支援の必要性 ③投資回収の改善方法 ④株式会社日本政策金融公庫から投資主体への追加出資の必要性 <p>に関して、外部有識者（投資関係者や農業法人等）を交えた検討会を開催し、本事業の制度のあり方も含めて検討していく。</p> <p>（スケジュール） 本年度中に検討会を立ち上げ、平成 30 年末までに意見を取りまとめる。</p> | <p>平成 30 年度政府予算案では、予算措置を見送った。また、左記の対応方針のとおり、検討会における検討を行うこととした。</p> | |

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

| | | | |
|---|--|--|----|
| 担当府省名 | 経済産業省 | | |
| テーマ等 | 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 | | |
| 指摘事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として都道府県ごとに「よろず支援拠点」を設置しているが、同拠点における相談対応件数、1件当たりの相談対応コストには、都道府県間で大きな差が生じている。 ・そのため、<u>1件当たりの相談対応コストが都道府県間で大きく異なっている要因を分析し、予算の効率化を図るとともに、都道府県毎の予算配分に当たっては、例えば、1件当たりの相談対応コストの平準化が図られるよう、相談対応件数の実績等も踏まえた、メリハリあるものとすべきである。</u> | | |
| 個別項目 | 対応方針・スケジュール | 平成30年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容 | 備考 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として都道府県毎に「よろず支援拠点」を設置しているが、同拠点における相談対応件数、1件当たりの相談対応コストには、都道府県間で大きな差が生じている。 ・そのため、<u>1件当たりの相談対応コストが都道府県間で大きく異なっている要因を分析し、予算の効率化を図るとともに、都道府県毎の予算配分に当たっては、例えば、1件当たりの相談対応コストの平準化が図られるよう、相談対応件数の実績等も踏まえた、メリハリあるものとすべきである。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の事業の執行にあたり、中小企業庁は各よろず支援拠点の相談対応件数、課題解決件数、ネットワーク件数等を含む実施状況を踏まえ、メリハリのある予算配分を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度から、相談対応件数等に関する数値評価だけでなく、チーフコーディネーターの行動評価、各よろず支援拠点の認知度調査結果も加えた評価方針を改定することとした（平成30年4月改定予定）。 | |